

防府市ごみ処理基本計画 中間年度・見直し

平成 2 8 年 1 2 月
防 府 市

目 次

第 1 章 計画策定の基本的事項

第 1 節	計画の趣旨	1
第 2 節	計画の位置付け	2
第 3 節	上位計画の数値目標	3
第 4 節	計画の期間	4

第 2 章 ごみ処理の現状と課題

第 1 節	処理区域等の状況	
1	処理区域及び対象となるごみ	5
2	処理区域内人口の状況	5
3	産業の動向	6
第 2 節	現在のごみ処理システム	
1	家庭系ごみの分別収集	7
2	事業系ごみの排出	8
3	処理手数料	8
4	ごみ処理・処分の状況	9
5	現有施設の状況	10
第 3 節	ごみ排出量等の状況	
1	ごみ排出量の推移	12
2	可燃ごみの性状	15
第 4 節	ごみ減量化及びリサイクルの状況	
1	ごみ減量化の取組	16
2	リサイクルの状況	17
第 5 節	最終処分の状況	20
第 6 節	数値目標の達成状況	21
第 7 節	ごみの減量とリサイクルに関する市民意識の状況	
1	ごみに関する市民アンケートの概要	23
2	ごみに関する市民アンケートの結果	24
第 8 節	ごみ処理の課題	
1	ごみ排出に関する課題	27
2	リサイクルに関する課題	27
3	災害廃棄物対策に関する課題	28

第 3 章 ごみ処理の目標

第1節	基本目標	29
第2節	各主体（市民・事業者・市）の役割	30
第3節	数値目標	31

第4章 目標達成に向けた施策の展開

第1節	施策展開の基本方針	35
第2節	発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進	
1	施策体系	36
2	施策内容	36
第3節	再生利用（リサイクル）の推進	
1	施策体系	39
2	施策内容	39
第4節	環境負荷の低減に配慮した適正処理の推進	
1	施策体系	42
2	施策内容	43

第5章	計画の推進	49
-----	-------	----

巻末資料

I	ごみ量推計の考え方	52
II	実績と将来推計	53
III	ごみ排出量予測	
1	施策実施による目標達成時の推計値（見直し後）	54
2	目標達成時のごみ処理フロー（平成33年度）（見直し後）	55
IV	上位計画の目標値との比較	56
V	その他	58

第 1 章 計画策定の基本的事項

第 1 節 計画の趣旨

地球温暖化や天然資源の枯渇の懸念など、地球規模の環境問題が深刻化する中で、その一因である大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを見直し、環境への負荷の少ない循環型社会への構造転換を図ることが求められています。

このため、市民一人ひとりが身近なごみについて考え、ごみの発生抑制（Reduce：リデュース）・再使用（Reuse：リユース）・再生利用（Recycle：リサイクル）といった 3 R の重要性を認識し、ごみの減量化を進め、ごみとなったものも資源として循環利用する取組を拡大していくことが重要です。

国においては、「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）」の改正や個別のリサイクル関連法の制定・改正により各種法令整備が進められており、平成 27 年 8 月 6 日には廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、災害により生ずる廃棄物に関し、平時の備えから大規模災害発生時まで切れ目なく適正処理を実施するための法整備が行われました。

また、平成 25 年 5 月には循環型社会形成推進基本法に基づき「第三次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、最終処分量の削減などの廃棄物の量に着目した施策に加え、リサイクルに比べ取組の遅れている 2 R（リデュース・リユース）の取組を強化する等の、循環の質にも着目した循環型社会形成の方向性が示されています。

県においては、平成 28 年 3 月に「山口県循環型社会形成推進基本計画（第 3 次計画）」が策定され、廃棄物の 3 R や廃棄物等の循環的利用の取組を通じ、自らの資源や特性をいかした全国に誇れるような環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進することとされています。

本市では、平成 25 年 3 月に平成 33 年度を目標年度とする「防府市ごみ処理基本計画」の改定を行い、循環型社会の形成に向けて、「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進」、「再生利用（リサイクル）の推進」、「環境負荷の低減に配慮した適正処理の推進」を基本方針とした施策に取り組んできました。

また、平成 26 年 4 月から稼働を開始したごみ処理施設は、生ごみ等から回収するバイオガス※を活用し、高効率のごみ発電を行う可燃ごみ処理施設と、容器包装リサイクル法に基づく分別収集の完全実施に対応したリサイクル施設からなるもので、環境負荷の低減や資源の有効利用を大きく促進することが可能となりました。

今回の計画の見直しは、こうした国・県の動向に対応するとともに、上位計画との整合を図り、平成 26 年 4 月からの新しいごみ処理施設の稼働状況や新分別収集の実施状況等を踏まえて行うもので、あわせて、災害廃棄物の適正処理体制の整備に向けた施策の充実を図るものです。

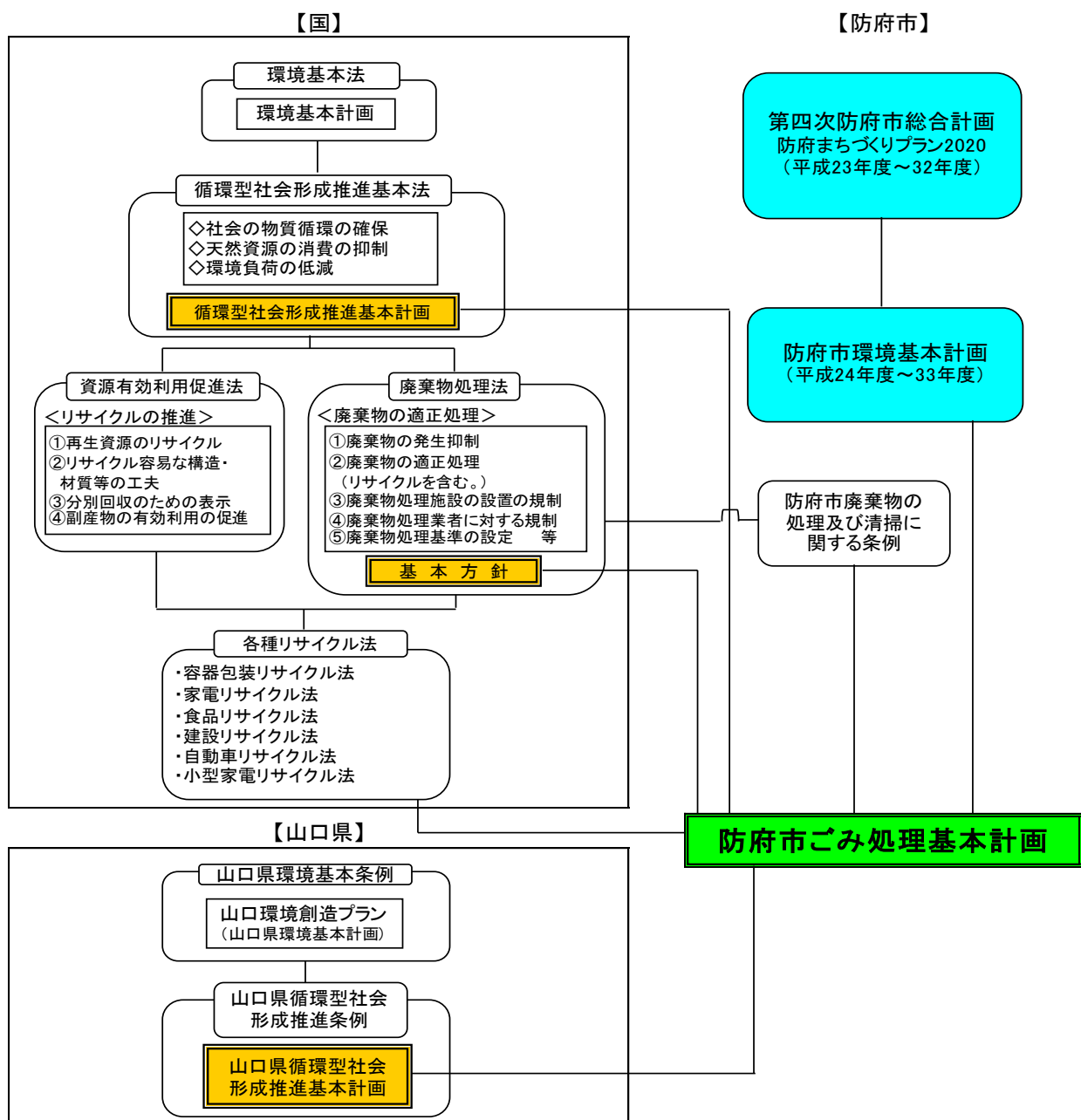
※「バイオガス」とは、生ごみなどを発酵させて発生したメタンなどの可燃性のガスのことで、近年、化石燃料に代わるエネルギー源としての活用が、地球温暖化防止に有効であるとして注目されています。

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、本市における一般廃棄物の適正処理などを行うための基本となる事項を定める計画です。

また、平成23年3月に策定した「第四次防府市総合計画 防府まちづくりプラン2020」を上位計画とし、平成24年3月に策定した「防府市環境基本計画」の基本目標に掲げた「自然と調和のとれた環境の創造、明るい・豊かな・健やかな郷土の継承」を実現するための分野計画となるものです。

図1 ごみ処理基本計画の位置付け



第3節 上位計画の数値目標

循環型社会形成推進基本法において、循環型社会を構築するに当たり、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置付けるとともに、廃棄物等の処理の優先順位が初めて法定化されています。

〔1〕発生抑制、〔2〕再使用、〔3〕再生利用、〔4〕熱回収、〔5〕適正処分の順で、廃棄物の発生抑制を第一に、可能な限り再使用を行い、再使用できないものについて再生利用を図る、どうしても燃やさざるを得ない廃棄物は熱回収によるエネルギー活用を行い、最後に、循環利用できないものについて適正処分するというものです。

この循環型社会形成や廃棄物の適正処理を進めるため、国等の計画において各種数値目標が掲げられています。

表1 上位計画の数値目標

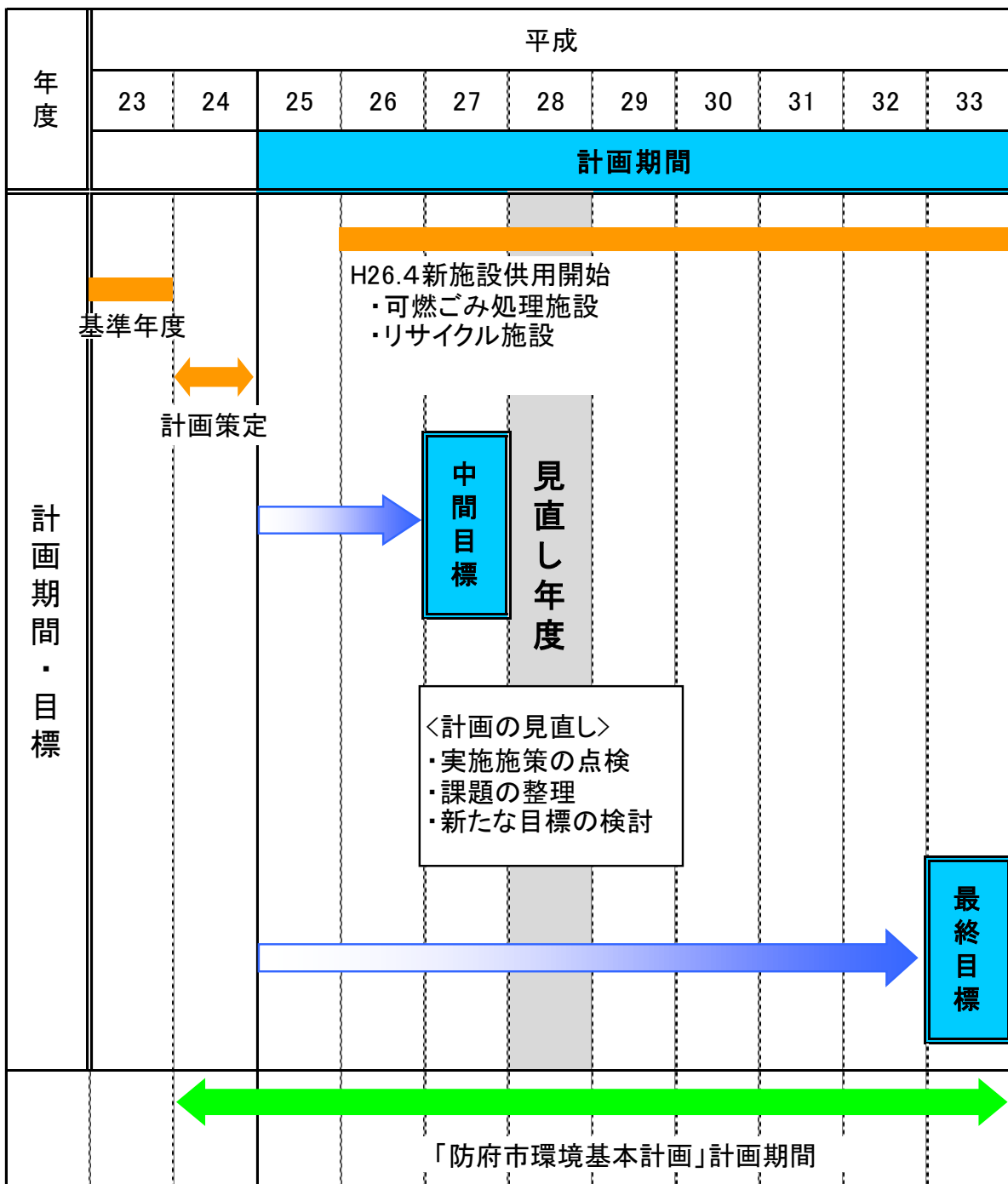
項 目	国の計画		県の計画	市の計画	
	第三次循環型社会形成推進基本計画	廃棄物処理法に基づく基本方針	山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）	第四次防府市総合計画	防府市環境基本計画
策定年月	平成25年5月	平成28年1月	平成28年3月	平成23年3月 (平成28年3月見直し)	平成24年3月 (平成28年度見直し予定)
目標年度	平成32年度	平成32年度	平成32年度	平成32年度	平成33年度
ごみ排出量の目標	1人1日当たりごみ排出量を平成12年度比で約25%削減	ごみ排出量を平成24年度比で約12%削減	県内ごみ総排出量を510kt以下 ＜平成25年度比で約7.9%以上削減＞	1人当たりのごみ(可燃ごみ、不燃ごみ)排出量(年間)を平成32年度に300kg以下まで削減	
家庭系ごみ排出量の目標	集団回収量・資源ごみ量を除いた1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を平成12年度比で約25%削減		集団回収量・資源ごみ量を除いた1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を520g以下 ＜平成25年度比で約6.5%以上削減＞		
事業系ごみ排出量の目標	事業系ごみ排出量を平成12年度比で約35%削減				
再生利用の目標		リサイクル率を約27%	リサイクル率を35%以上	リサイクル率を30.8%	リサイクル率を30%以上(中間見直し案)
最終処分の目標		最終処分量を平成24年度比で約14%削減	最終処分量を27kt以下 ＜平成25年度比で約41.3%以上削減＞		最終処分量を898tまで削減(中間見直し案)

第4節 計画の期間

現在のごみ処理基本計画は、平成23年度を基準年度、平成28年度を見直し年度とし、計画期間については、「防府市環境基本計画」に合わせて、平成25年度から平成33年度までの9年間としています。

なお、国の制度や社会経済情勢など、本計画の推進に当たり大きな変化が生じた場合にも、必要に応じて見直しを行います。

図2 計画期間



第2章 ごみ処理の現状と課題

第1節 処理区域等の状況

1 処理区域及び対象となるごみ

市内全域を処理区域としています。

また、本計画におけるごみは、処理区域内で発生する一般廃棄物※¹を対象としています。

なお、市民及び事業者から排出されるごみのうち、集団回収※²以外の方法により家庭や事業者自ら処理しているものについては、量の把握が困難なため、ごみ排出量から除いています。

※¹「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物を指し、家庭から発生する家庭系ごみが主で、事務所や飲食店等から発生する事業系ごみも含まれます。「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた20種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいいます。

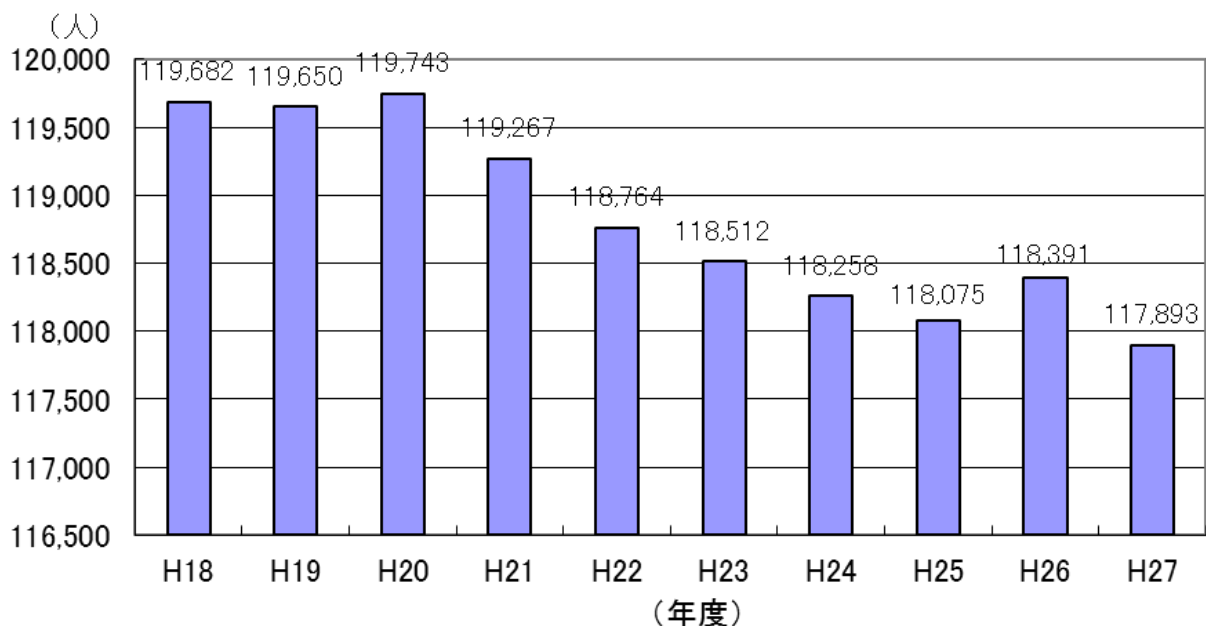
※²「集団回収」とは、自治会、子ども会、PTA 等で行う、古紙、缶、びん等の資源物を回収し資源回収業者に引き取ってもらう活動で、本市では「防府市廃棄物資源化推進事業」として実施団体へ補助金を交付しています。

2 処理区域内人口の状況

本市の人口は、平成 27 年度で 117,893 人となっており、本計画の基準年度である平成 23 年度の 118,512 人と比較して 619 人減少しています。

野島地域（離島）を除く可燃ごみ及び市内全域の不燃ごみ、資源ごみ等については、防府市クリーンセンターで処理しています。野島地域の可燃ごみについては、野島小型焼却炉で処理しており、平成 23 年度の人口は 137 人、平成 27 年度の人口は 110 人となっています。

図3 処理区域内人口（住民基本台帳人口（外国人含む。：各年 10 月 1 日））



3 産業の動向

(1) 産業別就業者数

国勢調査に基づく平成22年の就業者総数は56,218人となっており、減少傾向となっています。構成割合は、第一次産業に従事する人は、わずか2.9%で、30.7%が第二次産業、62.7%が第三次産業に従事しており、第二次産業、第三次産業ともに就業者割合に大きな変化はありません。

表2 産業別就業者数

年度	項目	就業者総数	区 分			
			第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能
平成22年度	人口(人)	56,218	1,644	17,239	35,271	2,064
	割合(%)	100.0	2.9	30.7	62.7	3.7
平成17年度	人口(人)	57,524	2,442	18,171	36,222	689
	割合(%)	100.0	4.2	31.6	63.0	1.2
平成12年度	人口(人)	59,110	2,635	19,985	36,301	189
	割合(%)	100.0	4.5	33.8	61.4	0.3

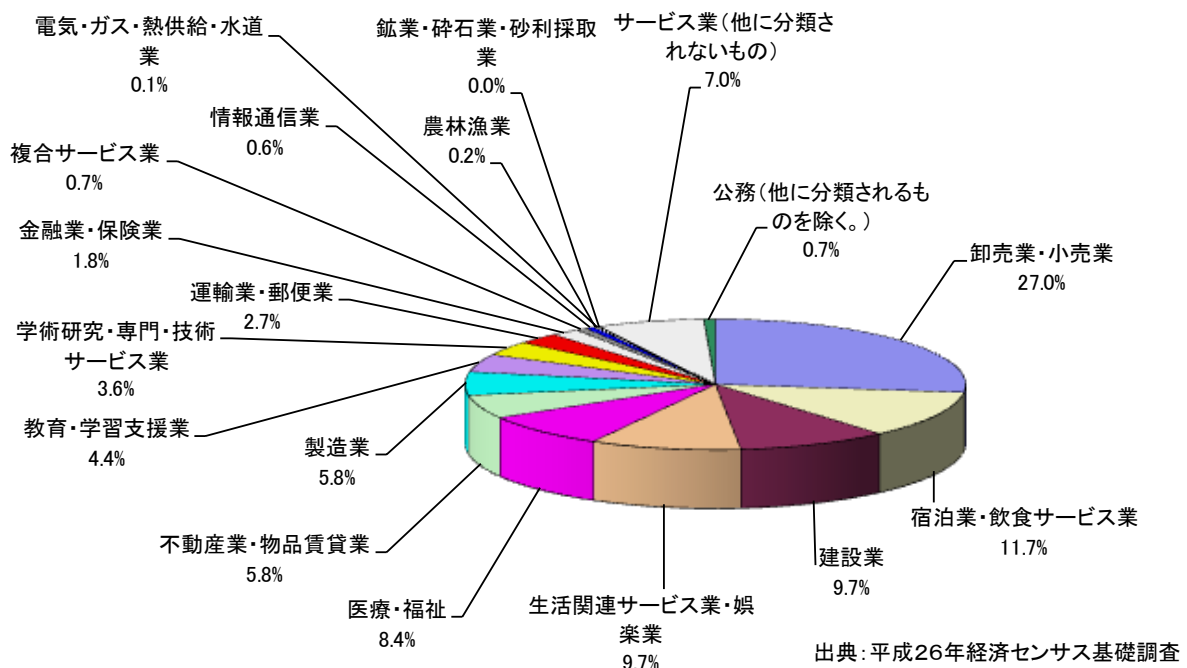
出典:国勢調査

(2) 事業所数

国の経済センサス基礎調査に基づく事業所数は平成26年で4,703事業所あり、平成21年(5,058事業所)と比較すると、その数は減少しています。

産業大分類別でみると、卸売業・小売業(27.0%)と宿泊業・飲食サービス業(11.7%)で全体の約4割を占め、次いで建設業(9.7%)、生活関連サービス業・娯楽業(9.7%)、医療・福祉(8.4%)の順になっています。

図4 産業大分類別事業所数の割合



第2節 現在のごみ処理システム

1 家庭系ごみの分別収集

本市では、家庭から出されるごみについて、大きく可燃ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、資源ごみに分類し、資源ごみについては11区分の分別により収集しています。粗大ごみや引越時等の一時多量ごみ、家電リサイクル券が添付された特定家庭用機器、犬や猫等のペットの死体は、申込制により戸別収集を行っています。

また、市内約70の自治会においては、不燃ごみ、危険ごみ、資源ごみの自主搬入を実施しています。加えて、自治会、子ども会、PTA等の団体により、古紙等の資源物を資源回収事業者に引き渡す集団回収も行われています。

表3 分別区分及び収集運搬方式

分類	分別区分	ごみの内容	収集場所	収集回数	手数料
可燃ごみ	燃やせるごみ	厨芥類、草木、プラスチックなど	可燃ごみステーション (H27：3,680か所)	週2回	有料 (指定袋)
不燃ごみ	燃やせないごみ	金属類、電化製品、石油器具など	不燃ごみステーション (H27：283か所※)	月1回	無料
危険ごみ	スプレー缶類	スプレー缶、カセットボンベ	資源ごみ・危険ごみステーション (H27：263か所※)	月1回	無料
	乾電池類	アルカリ乾電池、マンガン乾電池、ボタン電池など			
	水銀体温計	水銀体温計			
	蛍光灯	蛍光灯			
	ライター類	使い捨てライター、大型ライター			
	陶磁器・ガラス類	陶磁器、ガラス			
資源ごみ	缶(アルミ缶・スチール缶)	飲料や食品(ペットフード含む。)が入っていた缶(飲料缶、缶詰、粉ミルク缶など)			
	ペットボトル	ペットボトル			
	無色びん	食品、化粧品及び医薬品の無色びん			
	茶色びん	食品、化粧品及び医薬品の茶色びん			
	その他色びん	食品、化粧品及び医薬品のその他色びん			
	新聞	新聞、折込広告			
	雑誌がみ	雑誌、厚紙、コピー用紙、シュレッダーごみ、はがきなど			
	ダンボール	ダンボール			
	紙製容器包装	紙袋、包装紙、紙箱、アルミの貼った紙パックなど			
	紙パック	飲料用紙パック			
	プラスチック製容器包装	プラスチック製の容器や包装(ボトル類、ポリ袋、トレイなど)	可燃ごみステーション (H27：3,680か所)	週1回	無料
申込制収集ごみ	一時多量ごみ	家具等粗大ごみ、その他上記品目	戸別収集	随時	有料
	特定家庭用機器	テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫			
	犬や猫などのペットの死体	犬や猫などのペットの死体			
埋立ごみ	埋立ごみ (少量であれば、一時多量ごみとして戸別収集)	瓦、コンクリートの破片等	最終処分場への持込	—	—

※ 箇所数は、市で収集を行っている不燃ごみ、資源ごみ・危険ごみステーションの数です。自主搬入を実施している自治会(H27:70地区)は、これらとは別に総数約100か所のステーションを自治会で独自に設け、不燃ごみ、危険ごみ及び資源ごみの分別と処理施設への搬入を行っています。

2 事業系ごみの排出

商店、事務所、飲食店等の事業活動によって出されるごみは、原則、市では収集せず、排出事業者の自己処理、排出事業者自ら処理施設に搬入又は許可業者への委託による収集が行われています。

ただし、少量の事業系可燃ごみ及びプラスチック製容器包装については、事業者からの申込みのあった袋数（45 リットル袋で4袋まで／1回）以内のごみを、家庭系ごみに併せて定期収集しています（有料）。

3 処理手数料

家庭系ごみでは、指定袋で収集する可燃ごみ及び申込みにより戸別収集するごみについて有料としています。

事業系ごみについては、市で収集する可燃ごみ及び搬入される資源ごみ以外の全てのごみについて有料としています。

表4 家庭系ごみ処理手数料及び事業系ごみ処理手数料

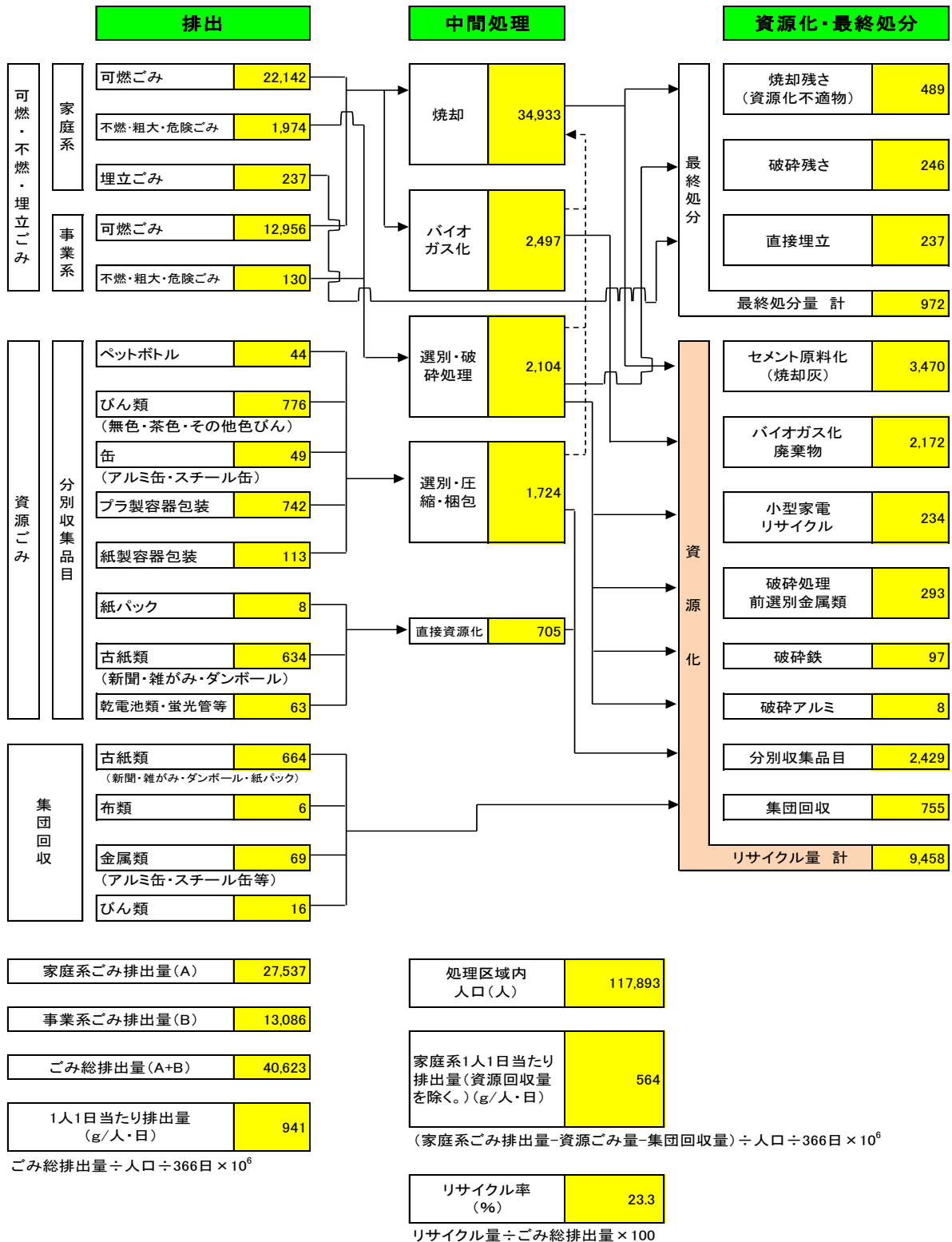
種別	区分		徴収方法		料金	備考
家庭系ごみ	市が定期的に収集する家庭系ごみ	可燃ごみ	指定袋・特大(45リットル)		13円/袋	H13.1.1施行
			指定袋・大(28リットル)		12円/袋	
			指定袋・小(17リットル)		9円/袋	
		不燃ごみ	無料			
		危険ごみ	無料			
	資源ごみ	無料				
	臨時申込により市が収集する家庭系ごみ	一時多量ごみ	100kgまで	2,500円		H19.4.1改定(1,800円/100kg→2,500円/100kg) H26.4.1改定(100kgを超える部分の料金について、100kgを増すまでごとに2,500円から10kgを増すまでごとに250円に変更)
			100kgを超える部分について10kgを増すまでごとに	250円		
	特定家庭用機器	収集1台につき	2,300円		家電リサイクル法の施行に伴いH13.4.1施行	
		持込1台につき	1,400円			
	市民自らの直接搬入	可燃ごみ	無料			
		不燃・粗大・危険ごみ	無料			
		資源ごみ	無料			
		埋立ごみ	無料			
	臨時申込による収集 市民自らの直接搬入	飼われていた動物の死体	1体につき	1,800円		H19.4.1改定(1,400円/1体→1,800円/1体)
			無料			
事業系ごみ	市が定期的に収集する事業系ごみ	可燃ごみ及びプラスチック製容器包装	45リットル容器1袋につき、月額	1,600円		H19.4.1改定(1,200円/袋・月→1,600円/袋・月) H26.4.1 プラスチック製容器包装を収集対象に拡大
	事業者自ら又は許可業者による直接搬入	可燃ごみ	100kg又はその端数ごとに	560円		H19.4.1改定(370円/100kg→550円/100kg) H26.4.1改定(550円/100kg→560円/100kg)
		不燃・粗大・危険ごみ	20kg又はその端数ごとに	210円		H19.4.1改定(140円/20kg→210円/20kg)
		資源ごみ	無料		H26.4.1 事業系資源ごみの無料化	
		埋立ごみ	100kg又はその端数ごとに	870円		H19.4.1改定(610円/100kg→850円/100kg) H26.4.1改定(850円/100kg→870円/100kg)

4 ごみ処理・処分の状況

ごみ処理・処分の状況は、図5のとおりで、「可燃ごみ」は可燃ごみ処理施設で発酵処理及び焼却処理を行い、「不燃・粗大・危険ごみ」はリサイクル施設での破碎・選別を行っています。「資源ごみ」については、異物除去や圧縮・梱包を行い資源化しています。

図5 ごみ処理・処分の実績（平成27年度）

（単位：t）



5 現有施設の状況

(1) 可燃ごみ処理施設

表5 可燃ごみ処理施設

施設名	防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設バイオガス化施設
所在地	防府市大字新田364番地
発酵槽規模	可燃ごみ:34.4t/日 汚泥:17.1t/日 合計:51.5t/日 発酵槽容量(有効):1,000m ³ ×2系列 横型(直径6.8m×長さ34m)
発酵方式	乾式高温メタン発酵(コンポガス方式)
発酵日数	最長20日間程度
稼働年月	平成26年4月

施設名	防府市クリーンセンター可燃ごみ処理施設焼却施設
所在地	防府市大字新田364番地
処理能力	150t/日(75t/日×2基)
処理方式	連続燃焼ストーカ式並行流焼却炉(排ガス再循環システム)
蒸気タービン発電機	蒸気タービン定格出力:3,600kw(2炉運転時、高質ごみ、冬季)
稼働年月	平成26年4月

施設名	防府市クリーンセンター小型動物焼却炉
所在地	防府市大字新田364番地
処理能力	100kg/時間
処理方式	バッチ式
稼働年月	平成26年4月

施設名	野島小型焼却炉
所在地	防府市大字野島地内
処理能力	100kg/時間
処理方式	バッチ式
稼働年月	平成7年2月

(2) リサイクル施設

表6 リサイクル施設

施設名	防府市クリーンセンターリサイクル施設
所在地	防府市大字新田364番地
処理能力	23t／5時間
破碎設備	粗破碎機(二軸低速回転式破碎機) 細破碎機(横型高速回転式破碎機) 紙製容器破袋機 プラ容器破袋機
選別設備	粗大磁選機、不燃可燃等選別機、粗大アルミ選別機、風力選別機、手選別コンベヤ
圧縮梱包設備	缶プレス機、ペットボトル圧縮梱包機、紙製容器圧縮梱包機、プラ容器圧縮梱包機
稼働年月	平成26年4月

(3) 一般廃棄物最終処分場

表7 一般廃棄物最終処分場

施設名	防府市一般廃棄物最終処分場
所在地	防府市大字田島477番地
埋立容量	316,000立方メートル
埋立構造	準好気性埋立※
埋立工法	セル方式
埋立開始年月	平成9年1月

※ 準好気性埋立とは廃棄物埋立の方法で、埋立地内に縦横に排水管を張り巡らし、その排水管により埋立地内部の水分を排除するとともに、埋立地の中で発生したガスを大気中に逃がすため、ガス抜き管を地上から排水管まで縦に埋め込むことで、できるだけ埋立地内に水やガスをため込まないようにするものです。

第3節 ごみ排出量等の状況

1 ごみ排出量の推移

(1) ごみ排出量、1人1日当たりごみ排出量の推移

本市のごみ年間総排出量は、平成26年度から、家庭系ごみ、事業系ごみともに大幅に減少しており、平成27年度の排出量は、基準年度である平成23年度の排出量と比較して17.2%減少しています。また、1人1日当たりのごみ排出量は、全国平均及び山口県平均と比較して高い水準で推移していましたが、平成26年度は全国平均及び山口県平均を下回る状況となっています。

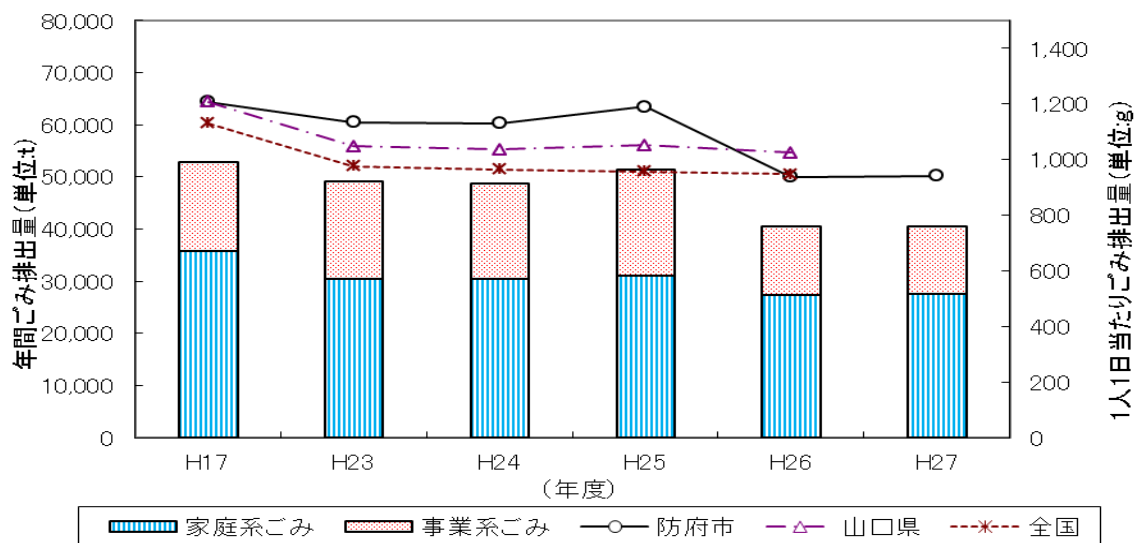
表8 ごみ排出量、1人1日当たりごみ排出量の推移

年度	単位	H17	H23	H24	H25	H26	H27
処理区域内人口	人	119,964	118,512	118,258	118,075	118,391	117,893
年間ごみ総排出量(A+B)	t	52,895	49,106	48,843	51,337	40,558	40,623
1人1日当たりごみ排出量 ※1	g	1,208	1,135	1,132	1,191	939	941
全国平均	g	1,131	976	964	958	947	
山口県平均	g	1,207	1,047	1,036	1,051	1,025	
家庭系ごみ							
年間ごみ排出量(A)	t	35,827	30,541	30,401	31,011	27,262	27,537
1日当たりごみ排出量	t	98	84	83	85	75	75
1人1日当たりごみ排出量 ※1	g	818	706	704	720	631	638
〃(資源回収量※2を除く。)	g	722	646	649	665	554	564
事業系ごみ							
年間ごみ排出量(B)	t	17,068	18,565	18,442	20,326	13,296	13,086
1日当たりごみ排出量	t	47	51	51	56	36	36

※1 「1人1日当たりごみ排出量」とは、年間ごみ総排出量(又は家庭系ごみ年間ごみ排出量)をその年度の人口と日数で除した量です。

※2 「資源回収量」とは、分別収集により収集した資源ごみ量及び集団回収量です。

図6 ごみ排出量、1人1日当たり排出量の推移



※ 棒グラフは「年間ごみ排出量」を、折れ線グラフは「1人1日当たりごみ排出量」を表します。

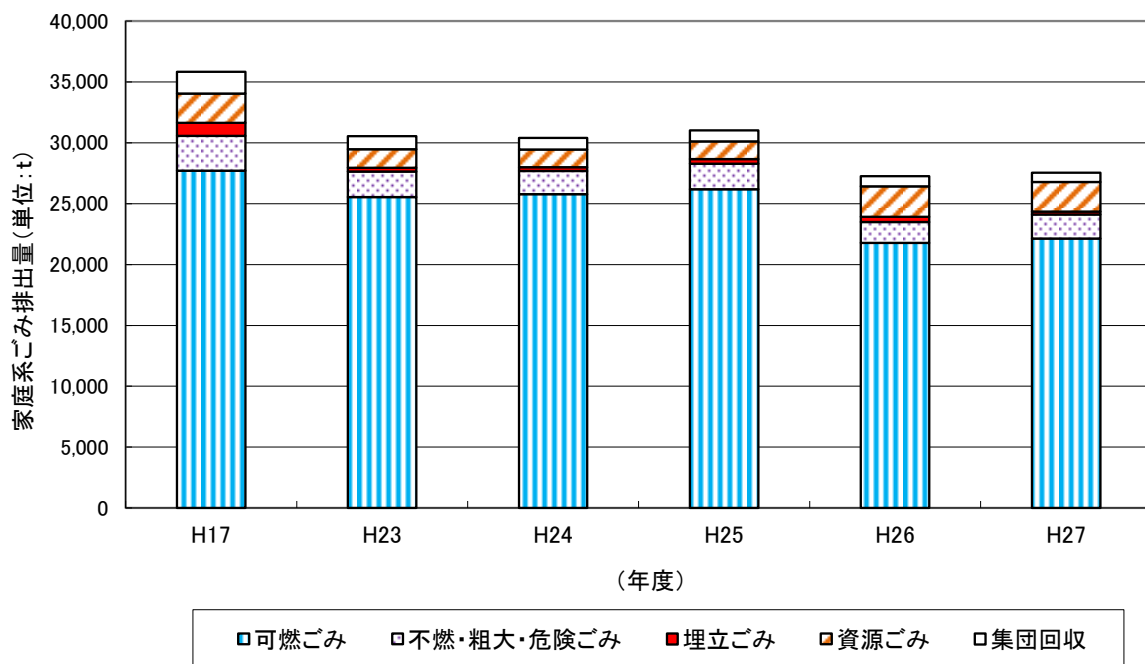
(2) 家庭系ごみ排出量の推移

家庭系ごみにおいては、平成26年度から実施した新しい分別区分による収集に伴い、説明会等を通じて市民への分別区分の周知等を行った結果、可燃ごみが減少し、資源ごみが増加しています。平成27年度の家庭系ごみの排出量は、基準年度である平成23年度の排出量と比較して9.8%減少しています。

表9 家庭系ごみ排出量の推移

年度	単位	H17	H23	H24	H25	H26	H27
可燃ごみ	t	27,711	25,545	25,768	26,180	21,782	22,142
不燃・粗大・危険ごみ	t	2,858	2,082	1,920	2,108	1,723	1,974
埋立ごみ	t	1,067	329	305	364	426	237
資源ごみ	t	2,419	1,511	1,446	1,453	2,489	2,429
集団回収	t	1,772	1,074	962	906	842	755
合計	t	35,827	30,541	30,401	31,011	27,262	27,537

図7 家庭系ごみ排出量の推移



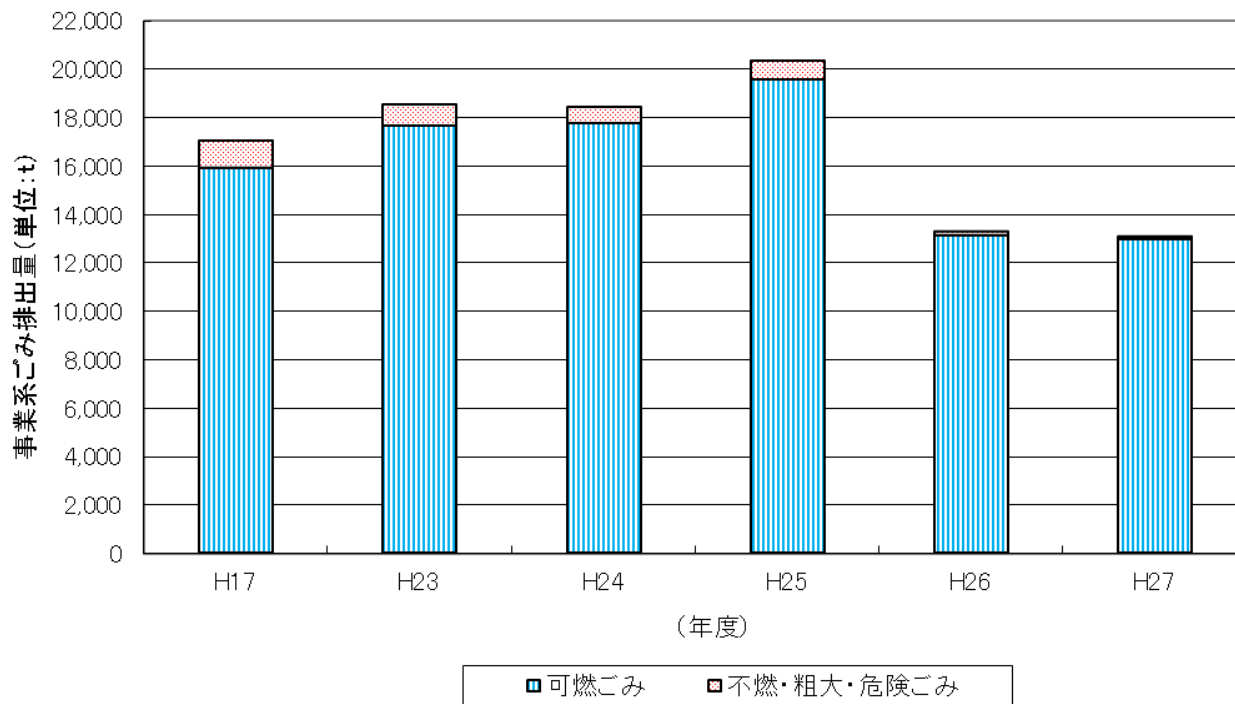
(3) 事業系ごみ排出量の推移

事業系ごみの排出量は、平成25年度まで増加傾向にありましたが、平成26年度の新施設の稼働に併せて、適正処理の強化を図った結果、可燃ごみ、不燃・粗大・危険ごみともに大幅に減少しています。平成27年度の事業系ごみ排出量については、基準年度である平成23年度と比較して、29.5%減少しています。

表10 事業系ごみ排出量の推移

年度	単位	H17	H23	H24	H25	H26	H27
可燃ごみ	t	15,896	17,666	17,778	19,584	13,152	12,956
不燃・粗大・危険ごみ	t	1,172	899	664	742	144	130
合計	t	17,068	18,565	18,442	20,326	13,296	13,086

図8 事業系ごみ排出量の推移



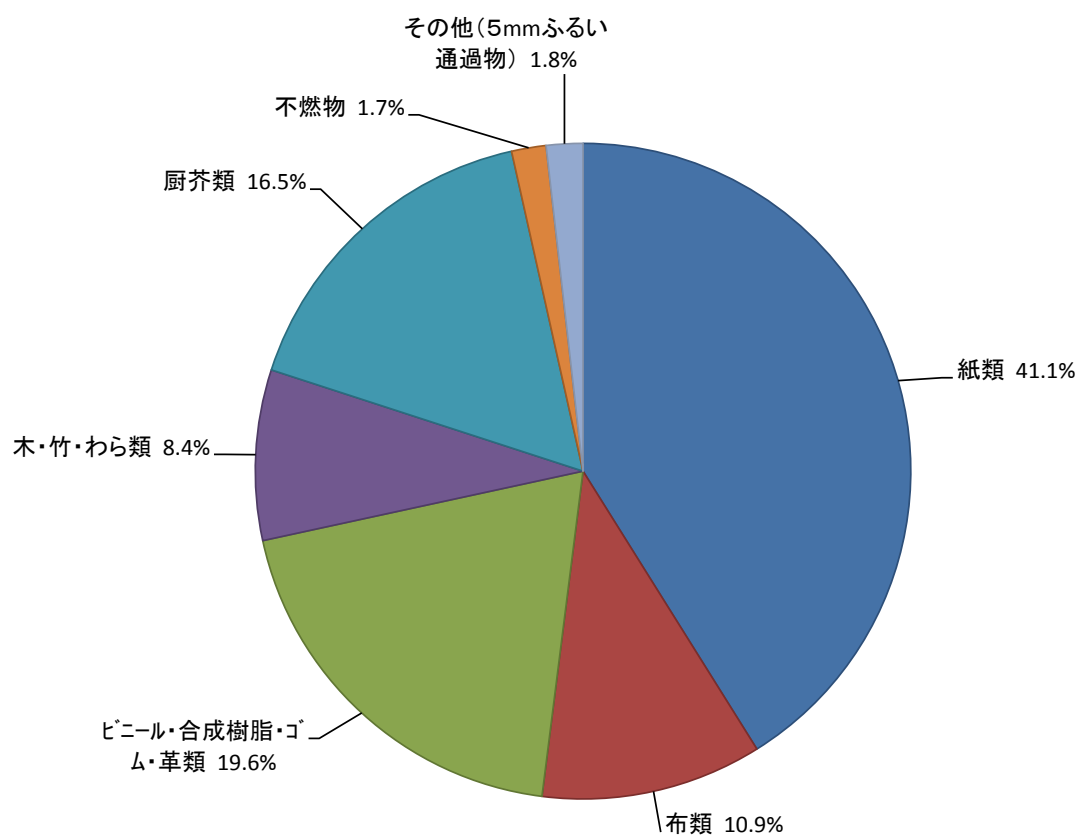
2 可燃ごみの性状

可燃ごみの性状については、表 11 のとおりで、「紙類」が約 4 割、「ビニール・合成樹脂・ゴム・革類」が約 2 割を占めています。平成 26 年度から、「プラスチック製容器包装」、「紙製容器包装」、「紙パック」の 3 品目の分別収集を開始しましたが、ごみの組成に大きな変化は見られませんでした。

表 11 可燃ごみの性状の推移

年度		単位	H17	H23	H24	H25	H26	H27
項目								
ごみの種類別組成	紙類	%	48.6	52.7	34.7	37.8	39.0	41.1
	布類	%			4.4	5.6	7.8	10.9
	ビニール・合成樹脂・ゴム・革類	%	22.6	22.1	18.5	23.2	23.4	19.6
	木・竹・わら類	%	5.8	4.3	8.9	15.5	14.3	8.4
	厨芥類	%	18.3	14.5	22.3	14.9	15.4	16.5
	不燃物	%	2.5	3.6	7.0	1.3	－	1.7
	その他(5mmふるい通過物)	%	2.2	2.9	4.1	1.6	－	1.8
単位体積重量		kg/m ³	246.7	251.7	318.3	137.2	192.0	156.7

図 9 可燃ごみの種類別組成（平成 27 年度）



第4節 ごみ減量化及びリサイクルの状況

1 ごみ減量化の取組

(1) マイバッグ持参運動

平成21年4月から、スーパー等小売事業者、消費者団体、県、県内市町で構成された「山口県容器包装廃棄物削減推進協議会」により、県内一斉にレジ袋の無料配布中止の取組が始まりました。平成27年4月現在、市内26店舗の小売店において、レジ袋の無料配布中止によるマイバッグ持参運動が展開されており、約90%のレジ袋辞退率となっています。

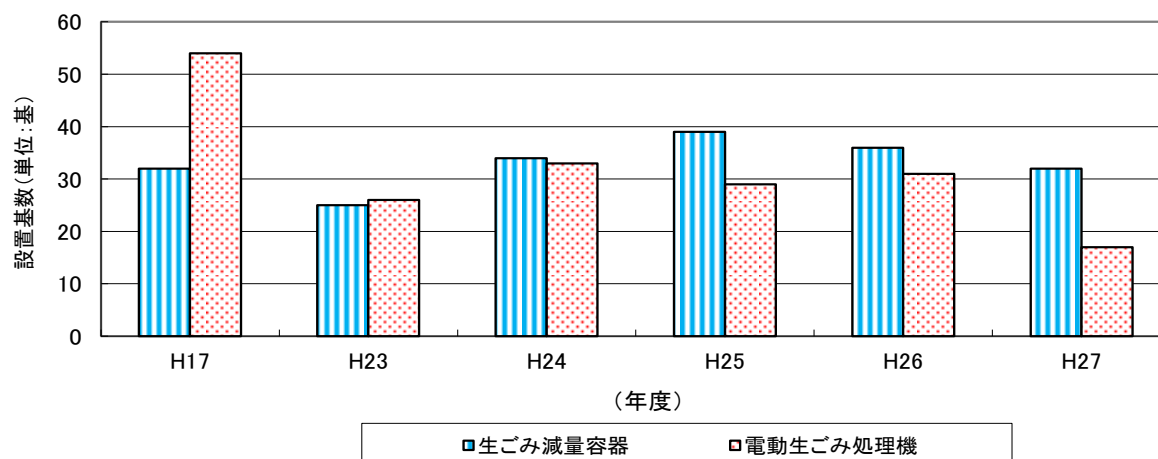
(2) ごみ減量容器等購入費補助金制度

生ごみ減量容器、電動生ごみ処理機ともに、30基／年程度の購入費補助となっています。

表12 ごみ減量容器の設置基数と補助金額の推移

年度	単位	H17	H23	H24	H25	H26	H27
生ごみ減量容器 (補助率:1/2 限度額3,000円)							
設置基数	基	32	25	34	39	36	32
補助金額	円	70,940	59,600	72,400	88,400	84,100	84,800
電動生ごみ処理機 (補助率:1/2 限度額30,000円)							
設置基数	基	54	26	33	29	31	17
補助金額	円	540,000	757,100	941,300	835,600	825,800	497,300
合計							
設置基数	基	86	51	67	68	67	49
補助金額	円	610,940	816,700	1,013,700	924,000	909,900	582,100

図10 ごみ減量容器の設置基数の推移



2 リサイクルの状況

(1) リサイクル量及びリサイクル率の推移

近年、スーパー等の店頭回収や資源回収事業者による資源回収が充実してきていることなどから、市の行うリサイクル量は、減少傾向となっていました。平成26年度から、容器包装リサイクル法に基づく分別収集の完全実施、生ごみ等からのバイオガス回収、焼却灰のセメント原料化の拡大等を行ったことにより、リサイクル量及びリサイクル率は大幅に上昇しました。平成27年度のリサイクル率は23.3%と平成26年度の全国平均を上回る状況となりましたが、可燃ごみ処理施設リサイクル量が見込みより少ない量となったため、中間目標値より低い数値となっています。

表13 リサイクル量及びリサイクル率の推移

年度	単位	H17	H23	H24	H25	H26	H27	H27 中間 目標値
集団回収(A)	t	1,772	1,074	962	906	842	755	1,052
分別収集品目等(B)	t	2,419	1,511	1,446	1,453	2,489	2,429	2,449
古紙類(新聞・雑がみ・ダンボール)	t	1,449	781	692	729	675	634	769
びん類(無色・茶色・その他色びん)	t	745	603	641	624	731	776	590
缶(アルミ缶・スチール缶)	t	85	56	49	37	56	49	55
ペットボトル	t	128	56	50	54	43	44	55
プラスチック製容器包装	t					787	742	841
紙製容器包装	t					151	113	106
紙パック	t					9	8	8
乾電池類・蛍光灯等	t	12	15	14	9	37	63	25
リサイクル施設リサイクル量(C)	t	1,195	607	569	528	555	632	628
小型家電リサイクル ※1	t					199	234	—
前選別金属類 ※2	t	848	453	417	405	261	293	414
破碎処理金属類 ※3	t	347	154	152	123	95	105	214
可燃ごみ処理施設リサイクル量(D)	t	1,454	1,374	1,149	1,324	6,594	5,642	9,197
選別装置金属類 ※4	t					0	0	100
バイオガス化廃棄物 ※5	t					3,228	2,172	6,323
焼却灰セメント原料化 ※6	t	1,454	1,374	1,149	1,324	3,366	3,470	2,774
リサイクル量(A+B+C+D)	t	6,840	4,566	4,126	4,211	10,480	9,458	13,326
ごみ総排出量	t	52,895	49,106	48,843	51,337	40,558	40,623	44,959
リサイクル率 ※7	%	12.9	9.3	8.4	8.2	25.8	23.3	29.6
全国平均	%	19.0	20.6	20.5	20.6	20.6		
山口県平均	%	27.3	27.9	28.1	29.5	30.7		

※1 「小型家電リサイクル」とは、小型家電リサイクル法に基づきリサイクルした家電製品です。

※2 「前選別金属類」とは、搬入された不燃ごみ等から手選別により回収した金属類です。

※3 「破碎処理金属類」とは、搬入された不燃ごみ等を破碎処理後、選別機により選別した鉄及びアルミニウムです。

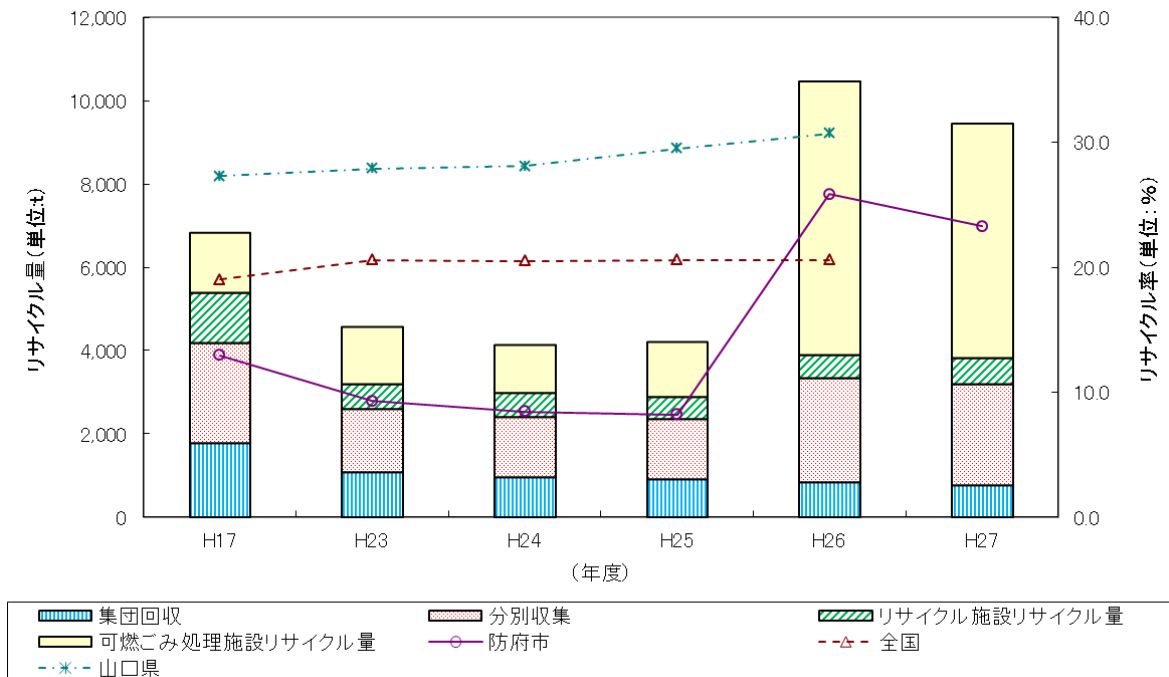
※4 「選別装置金属類」とは、処理施設に搬入される可燃ごみから、生ごみや紙類などの有機物(バイオマス)を機械選別するときに発生する金属類です。

※5 「バイオガス化廃棄物」とは、バイオガス化施設に投入する可燃ごみのうち、メタン発酵によりバイオガス化した生ごみ等の廃棄物です。

※6 「焼却灰セメント原料化」とは、焼却により発生した焼却灰のうち、セメント原料としてリサイクルしたものです。

※7 「リサイクル率」=リサイクル量÷ごみ総排出量×100

図 11 リサイクル量及びリサイクル率の推移



※ 棒グラフは「リサイクル量」を、折れ線グラフは「リサイクル率」を表します。

(2) 集団回収(資源化推進事業)の推移

集団回収を推進するため、自治会、子ども会等に対して資源回収量1kg当たり5円の補助金を交付しています。資源回収量は、全体の約9割を占める古紙類が大幅に減少するなど、平成27年度の集団回収による資源回収量は、基準年度である平成23年度と比較して29.7%減少しています。

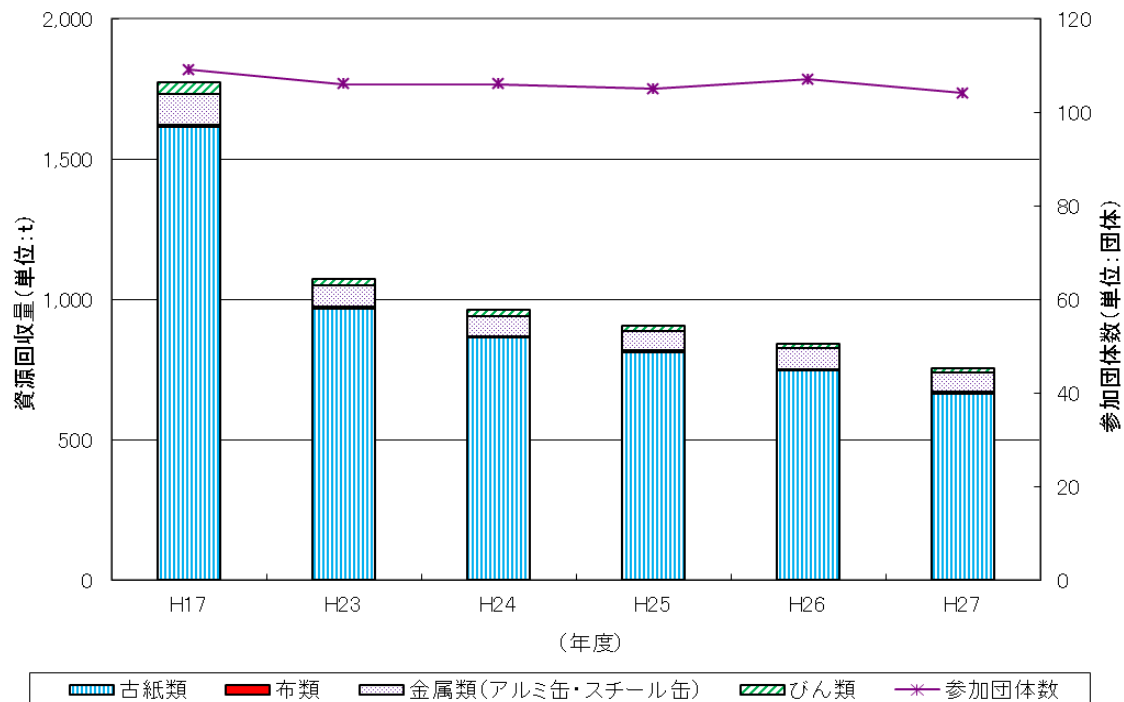
表 14 集団回収(資源化推進事業)の推移

年度	単位	H17	H23	H24	H25	H26	H27
参加団体数	団体	109	106	106	105	107	104
団体への補助単価	円/kg	5	5	5	5	5	5
団体への補助金額	円	8,860,120	5,366,335	4,800,840	4,531,275	4,211,815	3,774,295
資源回収量	t	1,772	1,074	962	906	842	755
古紙類 (新聞・雑誌・ダンボール・紙パック)	t	1,613	965	863	812	745	664
布類	t	9	8	6	7	7	6
金属類(アルミ缶・スチール缶等)	t	109	78	72	68	73	69
びん類 ※	t	41	23	21	19	17	16

※ 集団回収で取り扱われる「びん類」は、一升びん、ビールびん等の洗浄して繰り返し使えるびん(リターナブルびん)のことです。

分別収集で集められるびんは、1ウェイびんといい、1回ごとに碎かれてリサイクルされます。びんを溶かして作り直す場合は、洗浄して使用する場合に比べて多くのエネルギーが必要になります。

図12 集団回収(資源化推進事業)の推移



※ 棒グラフは集団回収による「資源回収量」を、折れ線グラフは「参加団体数」を表します。

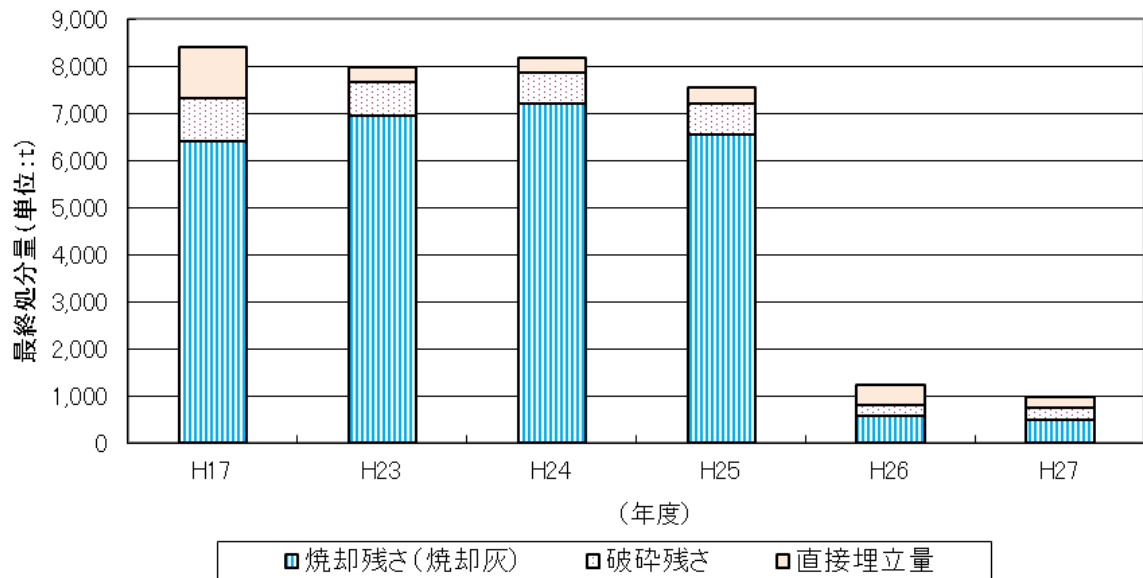
第5節 最終処分の状況

最終処分量は、表15のとおりであり、それまで焼却灰の一部について行っていたセメント原料化を、平成26年度の新施設の稼働に併せ、ふるい分けした資源化不適物以外の全量をセメント原料化することにより、大幅に削減されました。平成27年度の実績は、基準年度である平成23年度と比較して、87.8%削減されています。

表15 最終処分量の推移

年度	単位	H17	H23	H24	H25	H26	H27
最終処分量	t	8,390	7,976	8,160	7,557	1,219	972
焼却残さ(焼却灰)	t	6,395	6,944	7,201	6,551	576	489
破碎残さ	t	928	703	654	642	217	246
直接埋立量	t	1,067	329	305	364	426	237

図13 最終処分量の推移



第6節 数値目標の達成状況

現計画は、平成23年度を基準年度とし、平成27年度を中間目標年度、平成33年度を最終目標年度として、3項目の数値目標を定めています。

表16 現計画の数値目標と実績

区 分	〔基準年度〕 平成23年度	実績値	目標値	
		平成27年度	〔中間目標〕 平成27年度	〔最終目標〕 平成33年度
数値目標1 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。) ※1	646g/人・日	564g/人・日 (△82g)	586g/人・日 (△60g)	546g/人・日 (△100g)
対基準年度比	—	△12.7%	△9.3%	△15.5%
数値目標2 事業系ごみ排出量	18,565t/年	13,086t/年 (△5,479t)	16,565t/年 (△2,000t)	14,565t/年 (△4,000t)
対基準年度比	—	△29.5%	△10.8%	△21.5%
数値目標3 リサイクル率 ※2	9.3%	23.3%	29.6%	30.8%

※1 国、県の計画目標値との整合性を図るとともに資源化を推進するため、集団回収や資源ごみなど資源回収されるものを除いたごみ量を1人1日あたりに換算し、目標値とします。

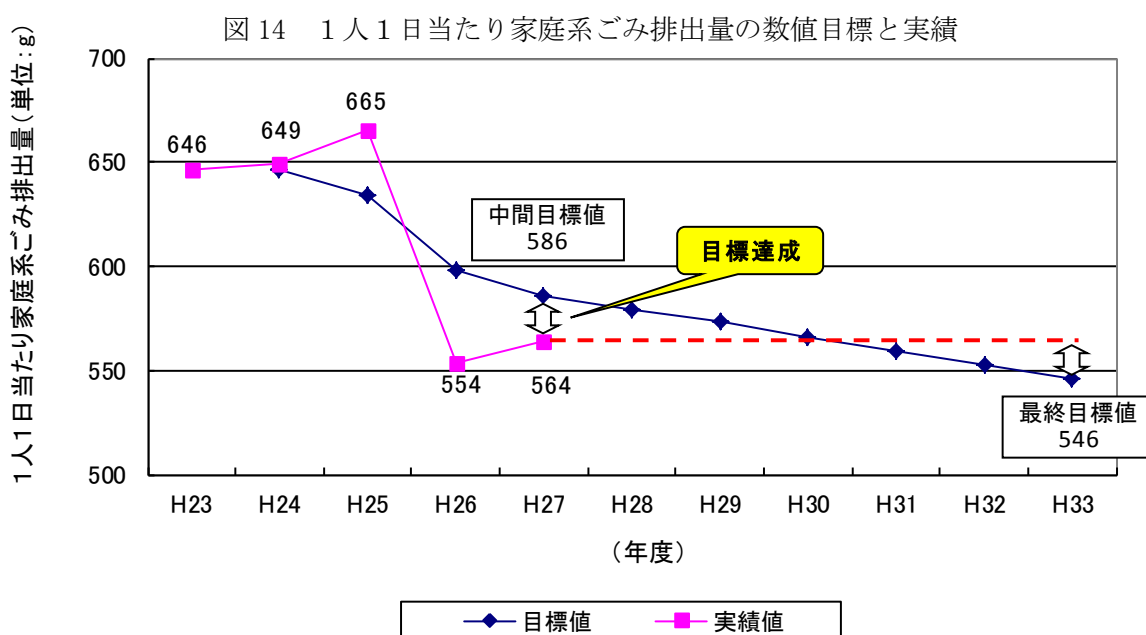
1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源回収量を除く。)

＝(家庭系ごみ排出量－集団回収量－分別収集により収集した資源ごみ量)÷総人口÷365日

※2 リサイクル率＝リサイクル量÷ごみ総排出量×100

① 1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源回収量を除く。)

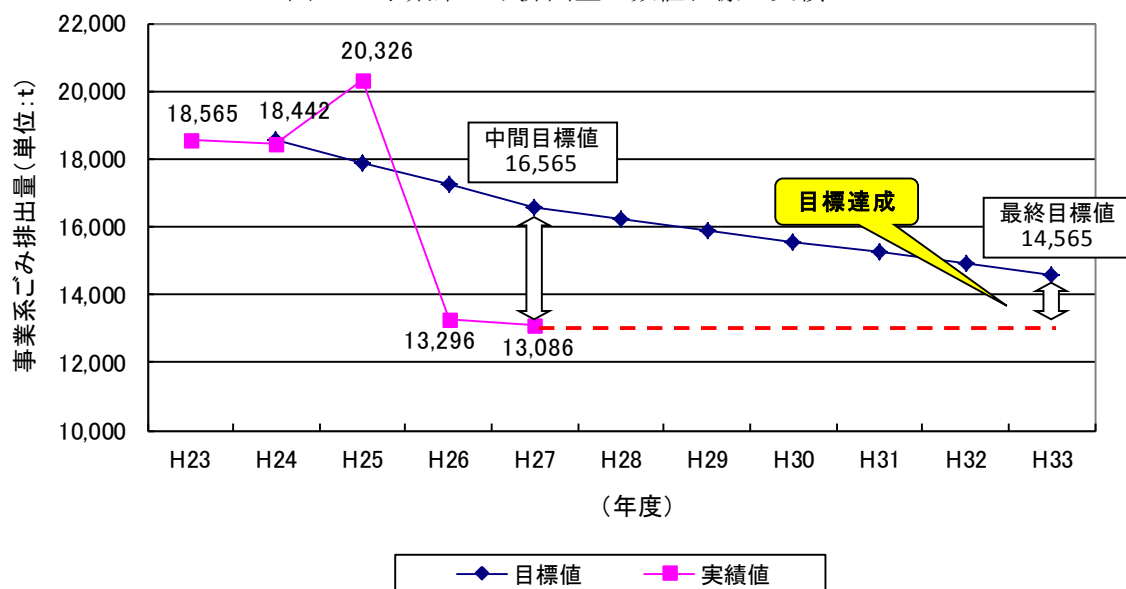
1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源回収量を除く。)は、基準年度である平成23年度と比較して、平成27年度実績で△82gとなっており、中間目標を達成していますが、最終目標は未達成の状況です。



② 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、基準年度である平成23年度と比較して、平成27年度実績で29.5%減、△5,479 tとなっており、中間目標値、最終目標値ともに達成しています。

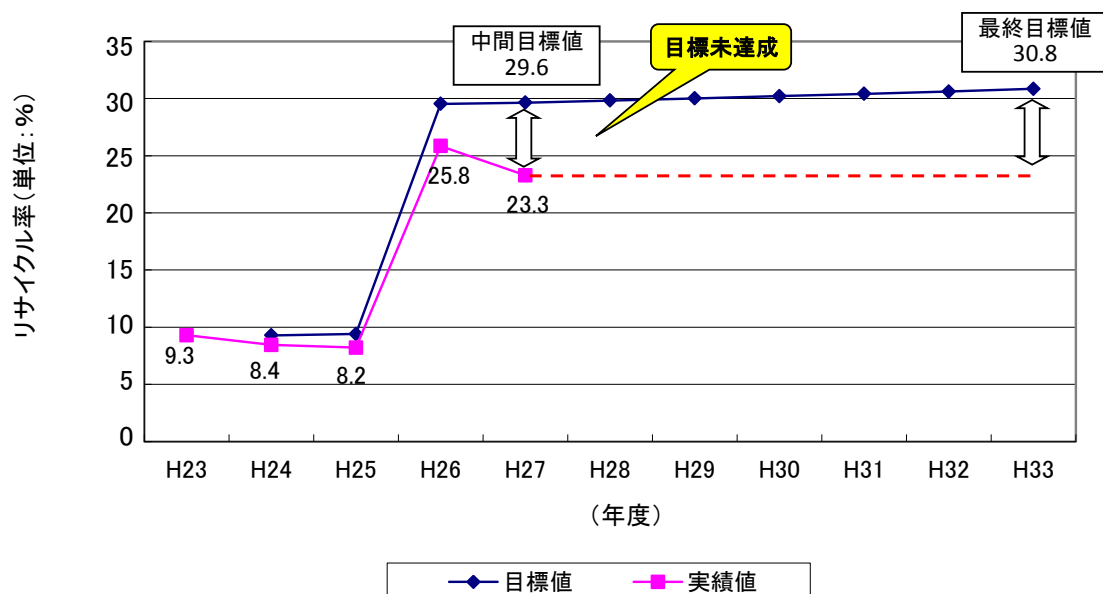
図15 事業系ごみ排出量の数値目標と実績



③ リサイクル率

リサイクル率は、新分別収集の開始等により平成27年度実績で23.3%と、基準年度である平成23年度と比較して大幅に向上しましたが、中間目標値、最終目標値ともに未達成の状況です。中間処理施設リサイクル量が見込みよりも少なくなったことが大きな要因となっています。

図16 リサイクル率の数値目標と実績



第7節 ごみの減量とリサイクルに関する市民意識の状況

1 ごみに関する市民アンケートの概要

(1) 目的

市民の日常生活におけるごみ減量等の取組、分別の理解度等を把握し、ごみ処理基本計画の見直しにあたる基礎資料とすることを目的とする。

(2) 調査対象 平成27年12月10日現在で市内在住の18歳以上の男女2,000人

(3) 抽出方法 住民基本台帳から無作為抽出

(4) 調査方法 郵送配布・郵送回収

(5) 調査期間 調査票発送日 平成28年1月6日(水)

調査票投函期限 平成28年1月22日(金)

集計対象 平成28年2月5日(金)到着分まで

(6) 調査項目

① 基本属性

② ごみの減量とリサイクルについて

③ ごみの分別・出し方について

④ ごみ減量化・リサイクルに関する市の取組等について

(7) 回答

① 発送数 2,000通

② 返却数 9通(宛先不明等)

③ 有効発送数 1,991通

④ 回答数 1,208通

⑤ 回答率 60.7%

2 ごみに関する市民アンケートの結果

(1) ごみの減量とリサイクルについて

ごみの減量とリサイクルについては、「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」を合わせると約9割となっており、大変多くの方が関心を持っています。また、3Rに関する行動の実施率も、関心と同様に高い割合になっています。

図17 ごみを減らすことやリサイクルに対する関心度

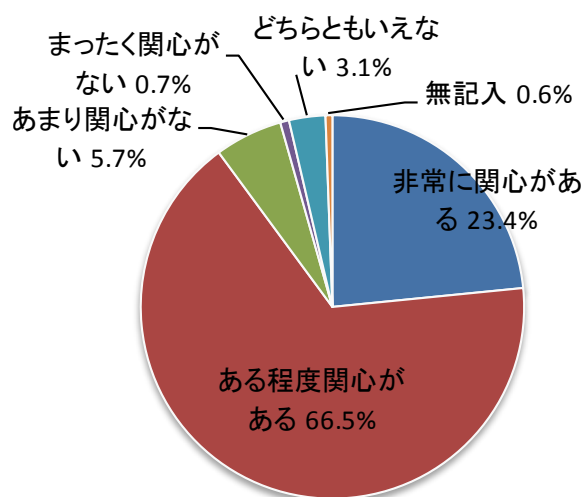


表17 ごみを減らすことやリサイクルの行動の実施状況

	(1) いつも 実行して いる	(2) どちらか といえ ば 実行して いる	(3) どちらか といえ ば 実行して いない	(4) 実行して いない	無 記 入
(ア) マイバッグを持参し、レジ袋はもらわない	67.7%	23.3%	4.6%	25.0%	1.9%
(イ) 食事は食べきれ的分だけ準備して、食べ残しはしない(食品は必要な分だけ購入する)	38.3%	51.7%	6.3%	0.7%	3.0%
(ウ) 生ごみは水切りをしている	64.7%	26.2%	4.7%	1.2%	3.1%
(エ) 使い捨て商品はできるだけ購入しない(長く使えるものを選んで購入している)	23.8%	54.5%	16.1%	2.6%	3.0%
(オ) 洗剤などは詰め替えができる商品を買う	71.1%	23.5%	2.2%	0.8%	2.3%
(カ) 家具、家電製品、衣類など身の回りにあるものは修理・修繕して、長く大切に使用している	37.2%	45.3%	13.6%	1.6%	2.4%
(キ) 不用になったものは、必要な方に譲ったりしている	14.5%	39.4%	27.2%	15.3%	3.6%
(ク) トイレ用ペーパー等は再生原料で作られたものを購入している	41.6%	33.0%	16.4%	6.2%	2.7%
(ケ) 資源ごみは分別して出している	78.0%	17.5%	1.9%	0.7%	1.9%
(コ) (ケ)で1・2に○を記入された方にお聞きます 食品トレイ等は店頭回収に持っていく	40.7%	38.9%			20.5%

(2) ごみの分別・出し方について

新しいごみの分別についての周知はおおむね図られており、新しい分別品目の実施率も高い状況です。しかし、紙製容器包装及び紙パックの実施率は、プラスチック製容器包装に比べて低く、紙製容器包装については、「どれが該当するものかわからない」という答えが他に比べ多い状況です。

図 18

平成 26 年 4 月の分別区分変更の認知度

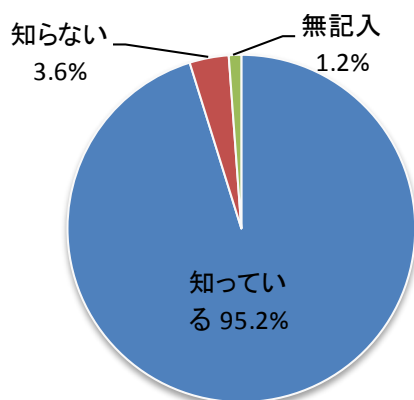


図 19

プラスチック製容器包装の分別実行状況

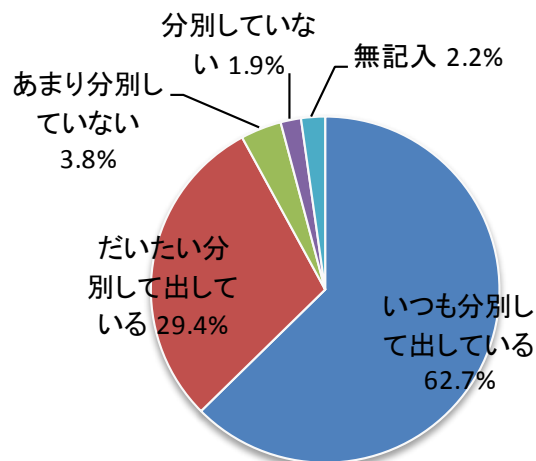


図 20

紙製容器包装の分別実行状況

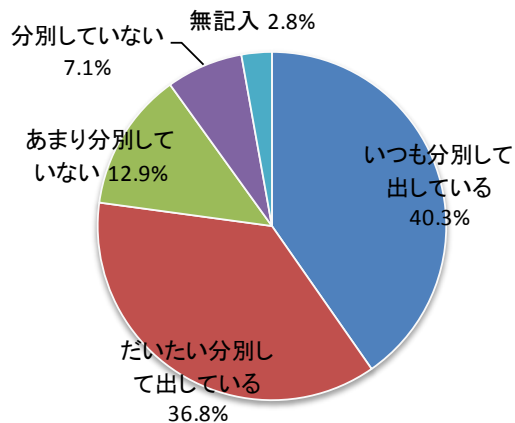


図 21

紙パックの分別実行状況

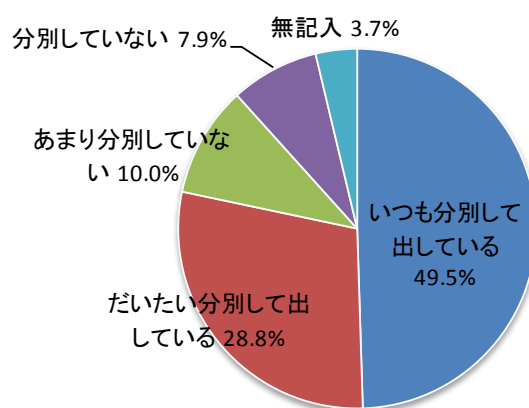


表 18 新しく始まった品目の分別を実行していない理由

実行していない理由	プラスチック製容器包装	紙製容器包装	紙パック
分別するのが面倒だから	31.0%	32.1%	24.1%
どれが該当するものかわからないから	14.3%	24.7%	9.0%
汚れをとるのに手間がかかるから	35.7%	27.3%	36.1%
必要性を感じないから	8.3%	8.9%	8.6%
分別収集がはじまったことを知らなかったから	36.0%	6.3%	4.5%
その他	2.4%	0.0%	14.3%

(3) ごみ減量化・リサイクルに関する市の取組等について

クリーンセンター啓発施設の利用について、「啓発施設があることを知らないので、利用したことがない」（48.9%）が最も多く、啓発施設が認知されていないことが分かります。

また、ごみについて知りたい情報は、「資源ごみの行方」や「ごみの分別方法や捨て方」が約25%という状況です。ごみの減量化やリサイクルを進めるために必要なことは、「家庭系ごみの減量化を進めること」と考えている方が多いことも分かりました。

図 22

クリーンセンター啓発施設の利用状況 ※

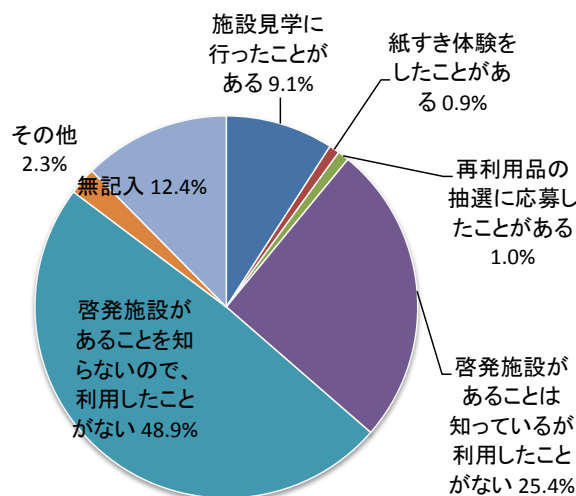


図 23

ごみについて知りたい情報 ※

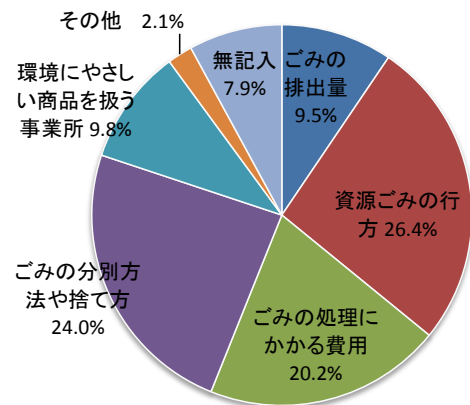
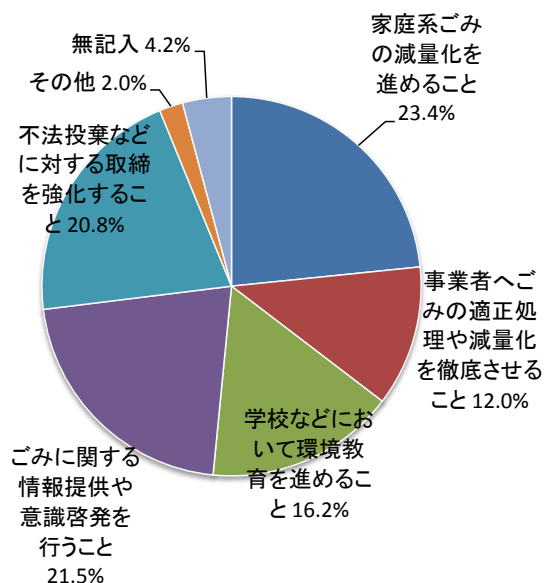


図 24

ごみの減量化を進めるために必要なこと ※



※ 回答は複数選択制としています。

割合 (%) = 当該項目を選択した回答数 ÷ 設問の総回答数 × 100

第8節 ごみ処理の課題

1 ごみ排出に関する課題

本市におけるごみ総排出量は、平成26年4月の新施設の稼働に併せて、説明会等で新しい分別区分やごみ減量化等についての周知を図ったことや、事業系ごみの処理施設への搬入基準を厳格に取り扱うよう変更したこと等により大幅に減少しました。特に、ごみ総排出量の4割近くを占める事業系ごみについては、平成27年度実績で、基準年度である平成23年度と比較すると5,000t以上減少しており、一定の効果が現れています。しかし、平成26年度と平成27年度との排出量を比較すると横ばいの状態であり、今後も継続して減量に努める必要があります。

また、家庭系ごみの排出量については、平成27年度実績における、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）が564gとなっており、中間目標値は達成していますが、最終目標値や平成26年度の全国平均、山口県平均の数値には達しておらず、更なる家庭系ごみの減量化や資源ごみの分別強化を図る必要があります。

なお、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）について、国の第三次循環型社会形成推進基本計画においては、平成32年度までに平成12年度比で約25%削減の約500gとすること、山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）においては、平成32年度までに520g以下とすることとされており、これらの目標値に達するためには大幅な家庭系ごみの減量が必要となります。

今後は、家庭系ごみ、事業系ごみともに、適正な分別処理による再生利用だけでなく、発生抑制や再使用といったごみを出さないための施策により、ごみの減量化を推進していく必要があります。

2 リサイクルに関する課題

本市におけるリサイクル率は、平成26年度から容器包装リサイクル法に基づく分別収集の完全実施、生ごみ等からのバイオガス回収、焼却灰のセメント原料化の拡大等を行った結果、大幅に上昇しました。しかし、中間処理施設における資源回収量が見込みよりも少なくなったことなどから、平成27年度実績で23.3%と、中間目標値は達成していません。また、分別収集品目による資源回収量については、新しい分別区分を導入した平成26年度と平成27年度を比較すると回収量が減少しており、集団回収についても、回収量が大幅に減少している状況であるため、一層の分別強化についての取組が必要となります。

平成27年度に実施した市民アンケートによると、分別を実行していない理由として「分別するのが面倒だから」、「どれが該当するものかわからないから」、「汚れをとるのに手間がかかるから」といった意見が多く見られるため、引き続き分別区分や分別方法についての周知を行う必要があります。

3 災害廃棄物対策に関する課題

自然災害の発生により一時的に大量に発生するごみの処理については、防府市地域防災計画に基づき取組を進めてきました。しかし、国、都道府県において、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施するための法整備等が進められ、山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）においては、市町は、各市町の地域防災計画や県災害廃棄物処理計画と整合を図った災害廃棄物処理計画の策定に努めることとされています。

災害時に適正かつ迅速な災害廃棄物の処理を行うため、防府市地域防災計画に沿った災害廃棄物の処理体制の構築を進めるための方策を定めることが必要です。

第3章 ごみ処理の目標

第1節 基本目標

本市では、全国平均、山口県平均を大きく上回るごみを排出してきましたが、新しい分別区分による収集の開始後、ごみの排出量は大幅に削減され、全国平均、山口県平均を下回る状況となりました。しかしながら、資源回収量を除く家庭系ごみ排出量でみると、全国平均、山口県平均を上回っています。

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄など利便性や豊かさのみを追求するという価値観を転換し、環境への負荷が少ない生活様式や事業活動への変革を進めていかなければなりません。

市民一人ひとりが、ごみを減らす意識、ものを長く使う意識、捨てずに誰かが使えないか考える意識を持ち、具体的行動に移すことにより、循環型社会が現実のものとして近づいてきます。

市民・事業者・市がそれぞれの役割と責任を改めて見つめ直し、現状よりも一歩も二歩も進んだ3Rの実践活動を展開していくことが重要です。

将来世代に確かな未来を引き継いでいくことができる循環型社会の実現を目指し、「3Rの実践による未来につなぐ循環型社会の構築」を基本目標に掲げます。

基本目標

「3Rの実践による未来につなぐ循環型社会の構築」

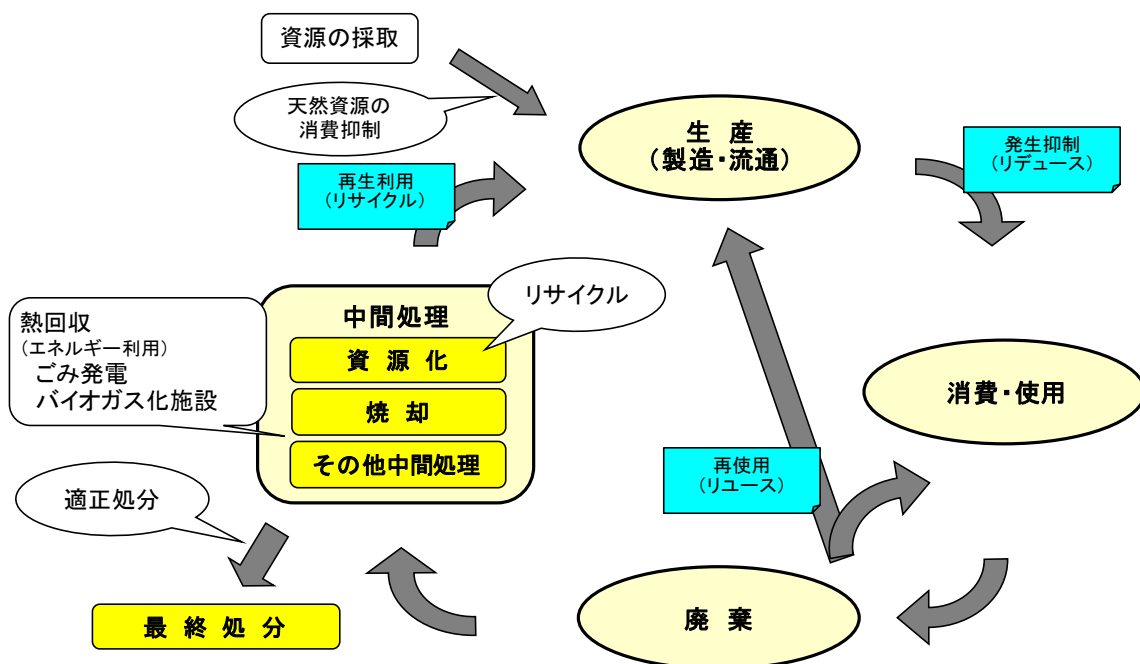


図25 本市の目指す循環型社会のイメージ

第2節 各主体（市民・事業者・市）の役割

循環型社会の実現を目指して、市民・事業者・市がそれぞれの役割と責任を認識し、個々あるいは連携して3Rの実践活動に取り組み、更にその取組の輪を広げていきます。

市民・事業者・市の主な役割と責任

1 市民の主な役割

- ・ 一人ひとりが、循環型社会の担い手であることを自覚し、不要なものを断る、ものを大切に使うなど、ごみをなるべく出さない生活様式に見直します。
- ・ ごみを出すときは、市や地域のルールを守り、適正な分別を実施します。
- ・ 地域の資源ごみの回収活動や一斉清掃等の美化活動に積極的に参加します。

2 事業者の主な役割

- ・ 自己処理責任の下、ごみ排出者としての責任を持ち、事業活動のあらゆる場面でごみの発生抑制に努めるとともに、可能な限り再使用、減量化、再生利用等を推進します。
- ・ 生産・流通・販売等の段階で、商品やサービスがごみを生まないような工夫をするともに、リサイクルが容易な製品やリサイクル製品の提供、店頭回収等、ごみ減量化・適正処理への貢献に積極的に取り組みます。
- ・ 産業廃棄物は、マニフェスト制度の遵守等により適正処理します。

3 市の主な役割

- ・ ごみの減量化や資源化の推進のための仕組みづくりを行うとともに、ごみ処理過程における環境負荷の低減と最大限の再生利用に取り組みます。
- ・ 市民や事業者の自主的な3Rの取組に対する支援や積極的な情報提供を行います。
- ・ 率先して、地球環境に配慮した再生品等の購入に取り組みます。

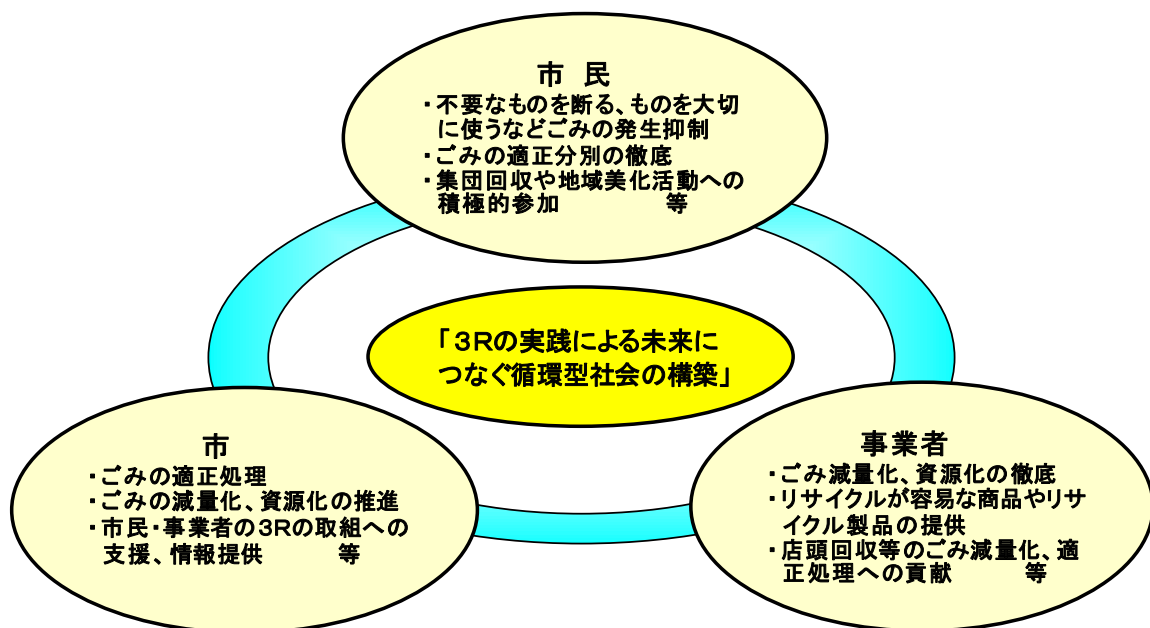


図26 市民・事業者・市の主な役割と責任

第3節 数値目標

計画の進捗状況を確認し、各種施策の実効性を確実なものとするため、3項目の数値目標を定めます。最終目標については、中間目標年度の平成27年度実績を基に、見直しを行っています。

表19 ごみ量等の数値目標

区 分	〔基準年度〕 平成23年度	〔中間目標〕 平成27年度			〔最終目標〕 平成33年度	
		〔目標値〕	〔実績値〕		見直し前	見直し後
数値目標1 1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。) ※1	646g/人・日	586g/人・日 (△60g)	564g/人・日 (△82g)	達成	546g/人・日 (△100g)	520g/人・日 (△126g)
対基準年度比	—	△9.3%	△12.7%		△15.5%	△19.5%
数値目標2 事業系ごみ排出量	18,565t/年	16,565t/年 (△2,000t)	13,086t/年 (△5,479t)	達成	14,565t/年 (△4,000t)	11,565t/年 (△7,000t)
対基準年度比	—	△10.8%	△29.5%		△21.5%	△37.7%
数値目標3 リサイクル率 ※2	9.3%	29.6%	23.3%	未達成	30.8%	31.8%

※1 国、県の計画目標値との整合性を図るとともに資源化を推進するため、集団回収や資源ごみなど資源回収されるものを除いたごみ量を1人1日当たりに換算し、目標値とします。

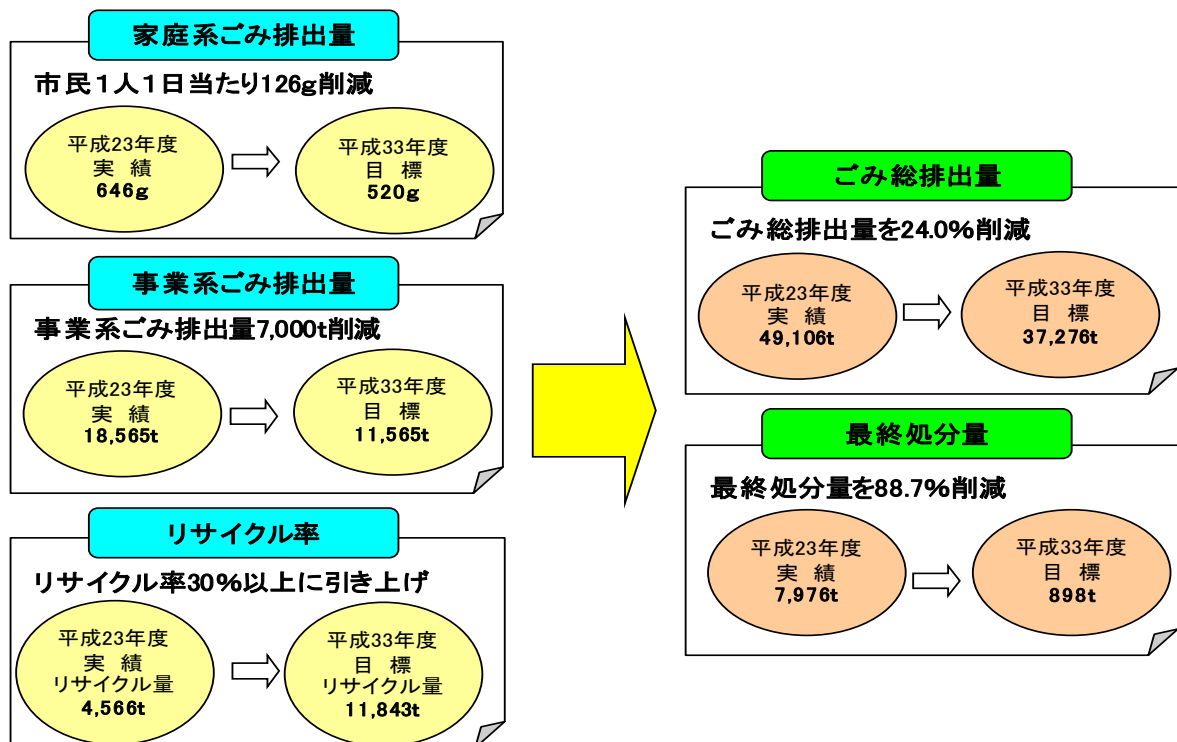
1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源回収量を除く。)

$$= (\text{家庭系ごみ排出量} - \text{集団回収量} - \text{分別収集により収集した資源ごみ量}) \div \text{総人口} \div 365 \text{日}$$

※2 リサイクル率 = リサイクル量 ÷ ごみ総排出量 × 100

数値目標1、2、3を達成することで、最終目標年度(平成33年度)には、平成23年度に比して、ごみ総排出量を24.0%削減、最終処分量を88.7%削減することができます。

図27 数値目標とごみ総排出量及び最終処分量の関係



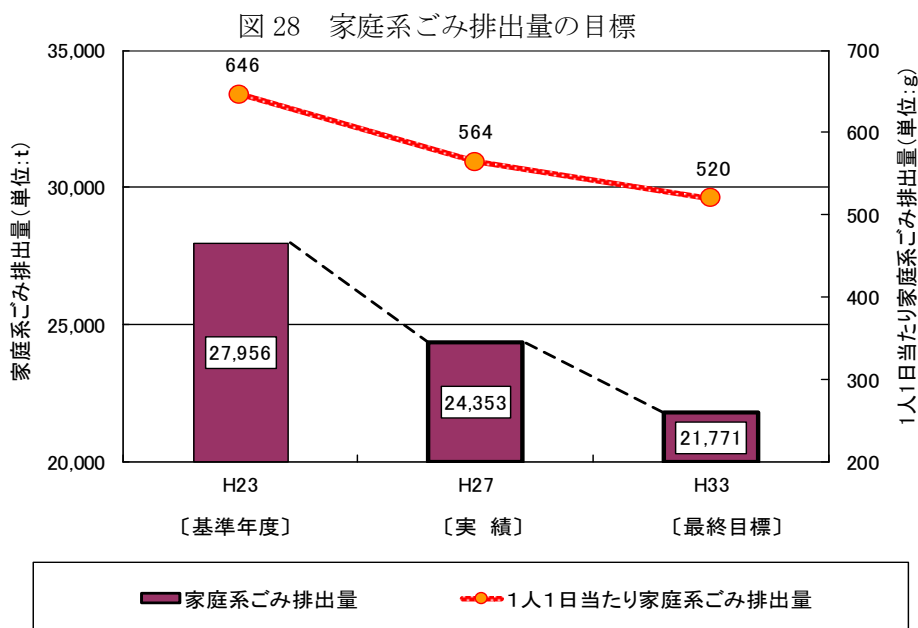
数値目標 1 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）

本市の1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）の平成23年度実績は646gとなっており、平成23年度の全国平均540gと比べ約100gの開きがありましたが、平成26年度から新分別収集を開始したこと等により、中間目標年度の平成27年度実績は564gと大幅に減少し、中間目標値586gを達成しています。しかし、平成26年度の全国平均521g、山口県平均547gとその差は縮小してきているものの、全国平均、山口県平均を上回る状況は続いています。

国の第三次循環型社会形成推進基本計画では、平成32年度までに、平成12年度実績から約25%削減、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）を約500gとすることを目標としています。また、山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）においては、第2次計画から引き続き、山口県平均を平成32年度には520g以下とする目標が掲げられています。

更なる家庭系ごみの減量化や資源ごみの分別強化を図るため最終目標値を見直し、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を平成33年度までに126g削減となる520g以下にすることを目標とします。

**1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源回収量を除く。）を
最終目標年度（平成33年度）までに
平成23年度に比して19.5%減となる
520g以下にすることを目指します。**



数値目標2 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量については、全国、山口県ともに減量化が進んでいる中で、本市は増加傾向にあり、このような状況から脱するため、計画期間内に 20%以上の事業系ごみの減量化を目指すこととし、平成 27 年度までに約 2,000 t、平成 33 年度までに更に約 2,000 t 削減し、事業系ごみ排出量を 14,565 t 以下にすることを目標としてきました。

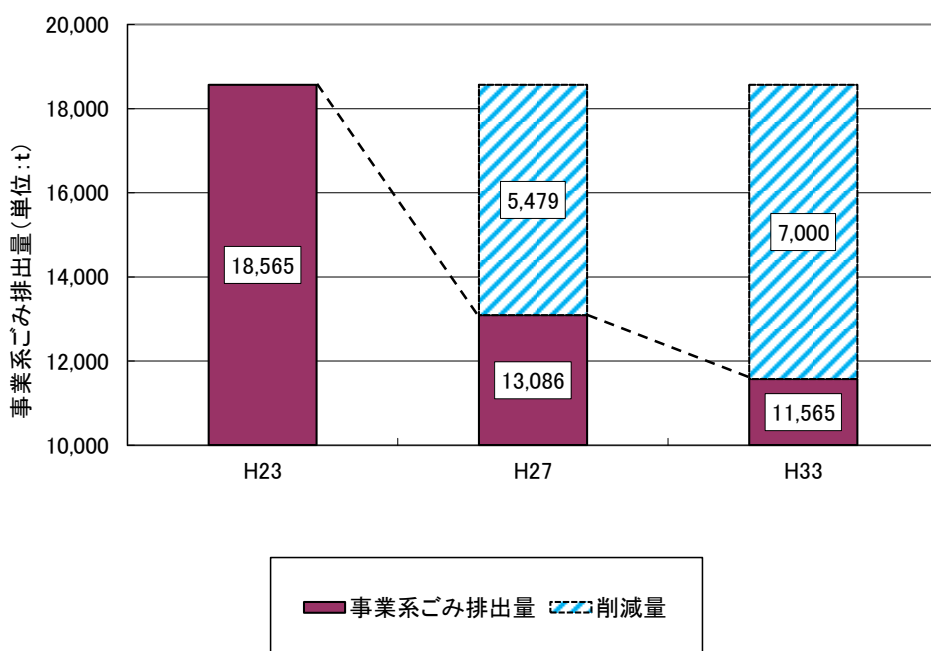
平成 26 年度の新施設の稼働に併せ、搬入基準の明確化や適正処理に関する周知活動を積極的に展開したことにより、中間目標年度の平成 27 年度実績は、13,086 t と大幅に減少し、当初の最終目標を既に達成しています。

しかし、国の循環型社会形成推進基本計画では、第二次計画で平成 27 年度までに平成 12 年度実績から約 20%削減することとしていたものを、第三次計画では平成 32 年度までに平成 12 年度実績から約 35%削減することへと改定されており、本市においても、更なる事業系ごみの減量化が必要となっています。

このような状況から、最終目標値を見直し、計画期間内に約 35%以上の事業系ごみの減量化を目指すこととし、平成 33 年度までに約 7,000 t 削減となる 11,565 t 以下にすることを目標とします。

**事業系ごみ排出量を
最終目標年度（平成 33 年度）までに
平成 23 年度に比して 37.7%減となる
7,000 t 以上の削減を目指します。**

図 29 事業系ごみ排出量の目標



数値目標3 リサイクル率

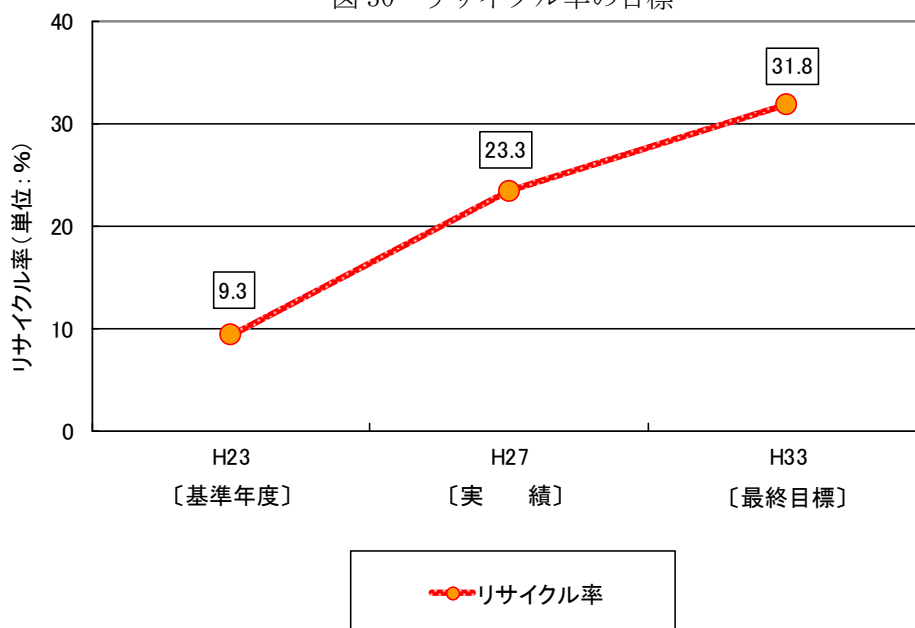
本市の平成23年度におけるリサイクル率は、9.3%と全国平均20.6%と比べ大きな開きがありました。

平成26年度の新施設稼働を契機に、市民の協力の下、容器包装リサイクル法に基づく分別収集の完全実施など排出時の初期分別を充実・強化することをはじめ、生ごみ等からのバイオガスの回収、焼却灰のセメント原料化量の拡大等、新規の資源化施策に取り組んだことによりリサイクル率は大幅に上昇しました。しかし、中間処理施設における資源回収量が、計画より少ない量となったことが大きな要因となり、中間目標年度の平成27年度実績は、23.3%と中間目標値を達成していません。また、分別収集品目による資源回収量についても、中間目標年度の計画量に達しておらず、集団回収量については、大幅に減少しており、資源ごみの分別排出によるリサイクルの取組の強化が必要です。

市民や事業者の適正分別によるリサイクルと中間処理施設の適正管理による施設におけるリサイクルの両立を図ることにより資源回収量の拡大を進め、リサイクル率を平成33年度までに30%以上に引き上げることを目標とします。

**リサイクル率を
最終目標年度（平成33年度）までに
30%以上に引き上げることを目指します。**

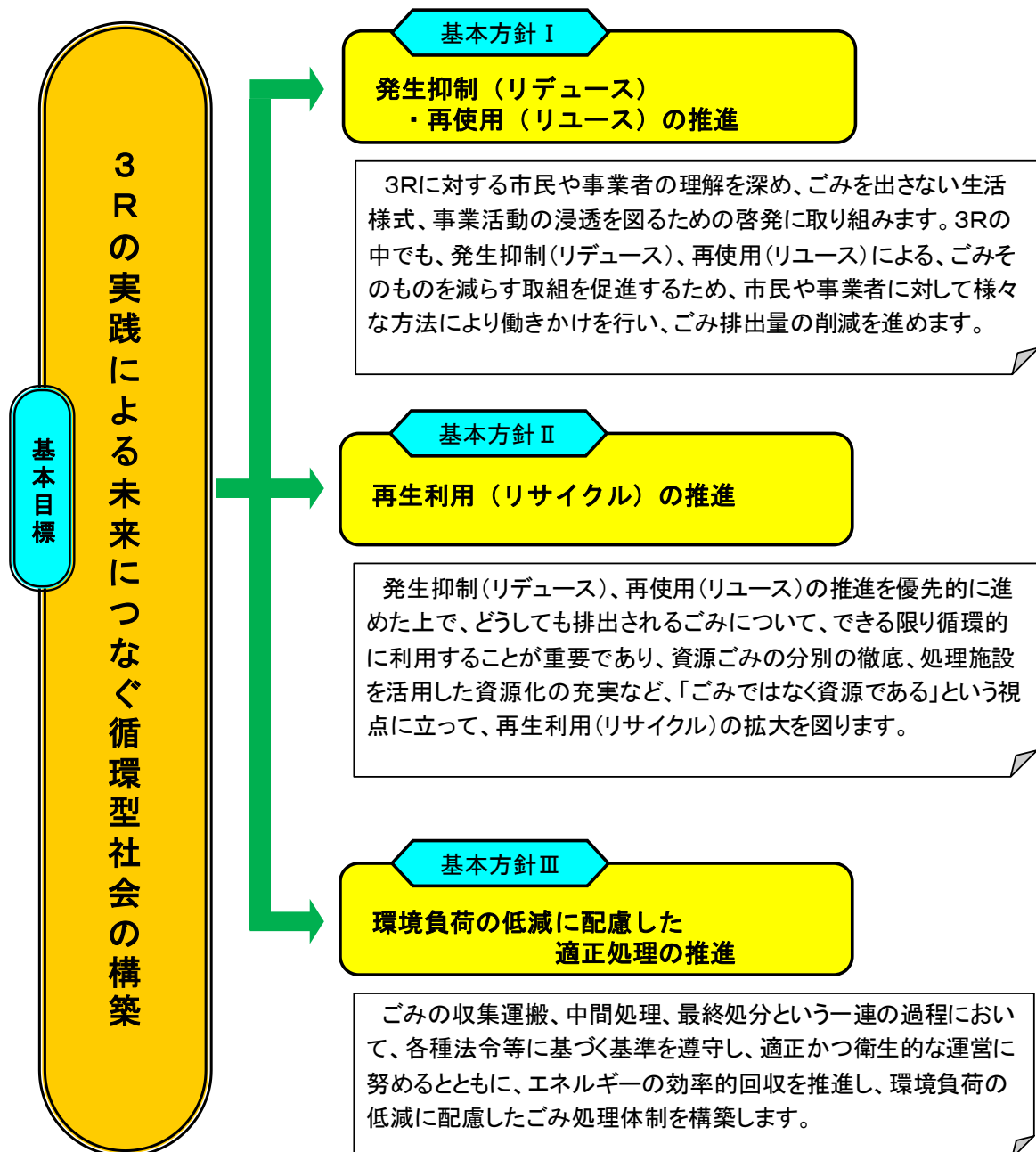
図30 リサイクル率の目標



第4章 目標達成に向けた施策の展開

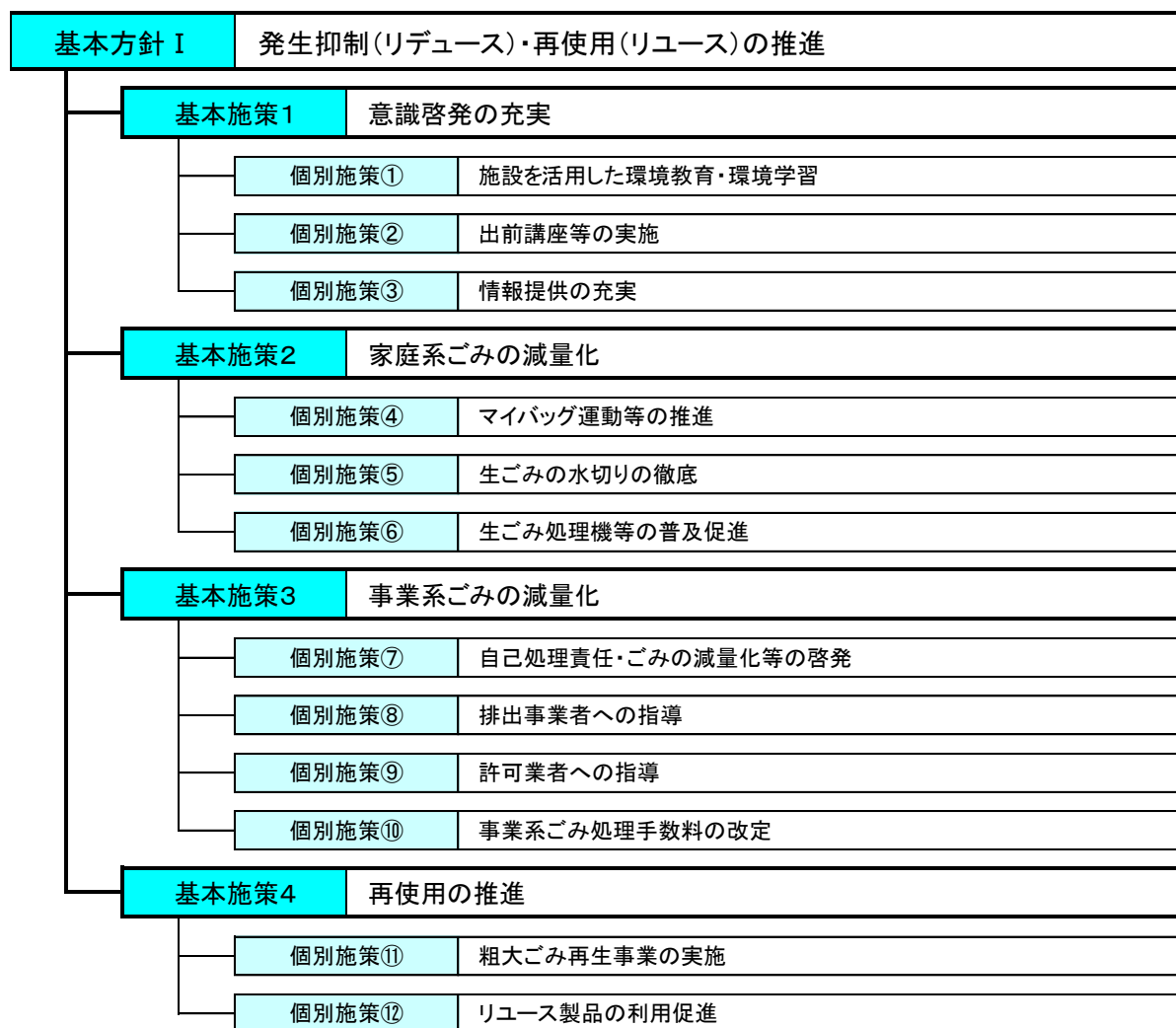
第1節 施策展開の基本方針

市民・事業者・市の三者が、基本目標の達成に向けた取組を進めていくため、「発生抑制・再使用の推進」、「再生利用の推進」、「環境負荷の低減に配慮した適正処理の推進」を柱とする各種施策を、総合的かつ計画的に展開していきます。



第2節 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進

1 施策体系



2 施策内容

基本施策1 意識啓発の充実

① 施設を活用した環境教育・環境学習

防府市クリーンセンターへの学校や地域からの施設見学を積極的に受け入れ、可燃ごみ処理工程や資源化処理工程の見学に加え、映像や学習機器などを活用した環境教育・環境学習や市民工房での体験学習等を通じ、ごみ・環境問題に対する知識や理解を深めます。

さらに、ごみ・環境問題に対する意識啓発のためのイベントを実施することで、幅広い世代に対する意識啓発に努めます。

② 出前講座等の実施

自治会や市民団体、事業所等を対象とした出前講座に積極的に職員を派遣し、情報提供や意識啓発、意見交換などによる市民ニーズの把握に努めます。また、講座に子ども向けの内容を導入するなど、学校の環境教育・環境学習への職員の派遣に取り組みます。

③ 情報提供の充実

市広報やホームページ等を活用し、ごみ出しのルールや制度に関する情報提供に加え、ごみ処理の目標や現状、市民や事業者が取り組んでいる3Rの実践活動の紹介など、情報提供の充実を図ります。その際は分かりやすさに配慮し、より効果的な内容となるよう努めます。また、防府市クリーンセンターでのイベントや市内で開催されるイベント等においても、情報発信を行います。

基本施策2 家庭系ごみの減量化

④ マイバッグ運動等の推進

家庭から出るごみの減量化は、販売店・小売店の理解と協力が不可欠であることから、平成21年4月から全県下で進められているレジ袋の無料配布中止の取組に参加する市内の店舗数を拡大し、市民のマイバッグ運動を推進します。

また、食品廃棄物の発生抑制・減量化を進めるため、食品ロス削減のための取組等について、市民や事業者に対する普及・啓発を推進します。

加えて、販売店・小売店に対し、簡易包装の推進や詰め替え商品の販売、地球環境に配慮した再生品等の販売などへの協力を要請し、その活動を市民に紹介するなど、市民と事業者の協働による取組を推進します。

⑤ 生ごみの水切りの徹底

生ごみには水分が約80%含まれており、この水分を減らすことがごみの減量化につながります。そのため、水切りの方法や水切りネット、水切りグッズの活用等についての情報提供を通じて、排出段階における水切りの徹底を励行し、生ごみの減量化を図ります。

⑥ 生ごみ処理機等の普及促進

生ごみ減量容器及び電動生ごみ処理機の購入助成を引き続き実施し、ごみ減量容器の普及を更に促進するため、助成制度について周知を図るとともに、手軽にできるダンボールコンポストの講習会を開催するなど、生ごみ堆肥化の普及を促進します。

基本施策3 事業系ごみの減量化

⑦ 自己処理責任・ごみの減量化等の啓発

事業活動に伴って排出されるごみは、排出事業者自らの責任において適正処理しなければならないことを周知徹底し、また、ごみの減量化や分別排出、防府市クリーンセンターに搬入できない廃棄物について情報提供するため「事業系廃棄物の減量及び適正処理の手引き（冊子）」等を活用した啓発に努めます。

⑧ 排出事業者への指導

事業者ごとの搬入実績をデータ化し、事業者の排出状況に基づいた訪問指導を行うなど、多量排出事業者の計画的なごみ減量化を促進します。

⑨ 許可業者への指導

一般廃棄物収集運搬許可業者に対し説明会を開催し、排出事業者ごとの排出量報告や分別収集の徹底を要請するとともに、廃棄物処理法その他関連法規の遵守について指導します。また、指導に従わない許可業者等に対しては、廃棄物処理法や防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により、許可の取消し等の処分を行います。

⑩ 事業系ごみ処理手数料の改定

事業系ごみの排出抑制や再生利用に向けた経済的誘導策として、事業系ごみ処理手数料の改定を検討します。

基本施策4 再使用の推進

⑪ 粗大ごみ再生事業の実施

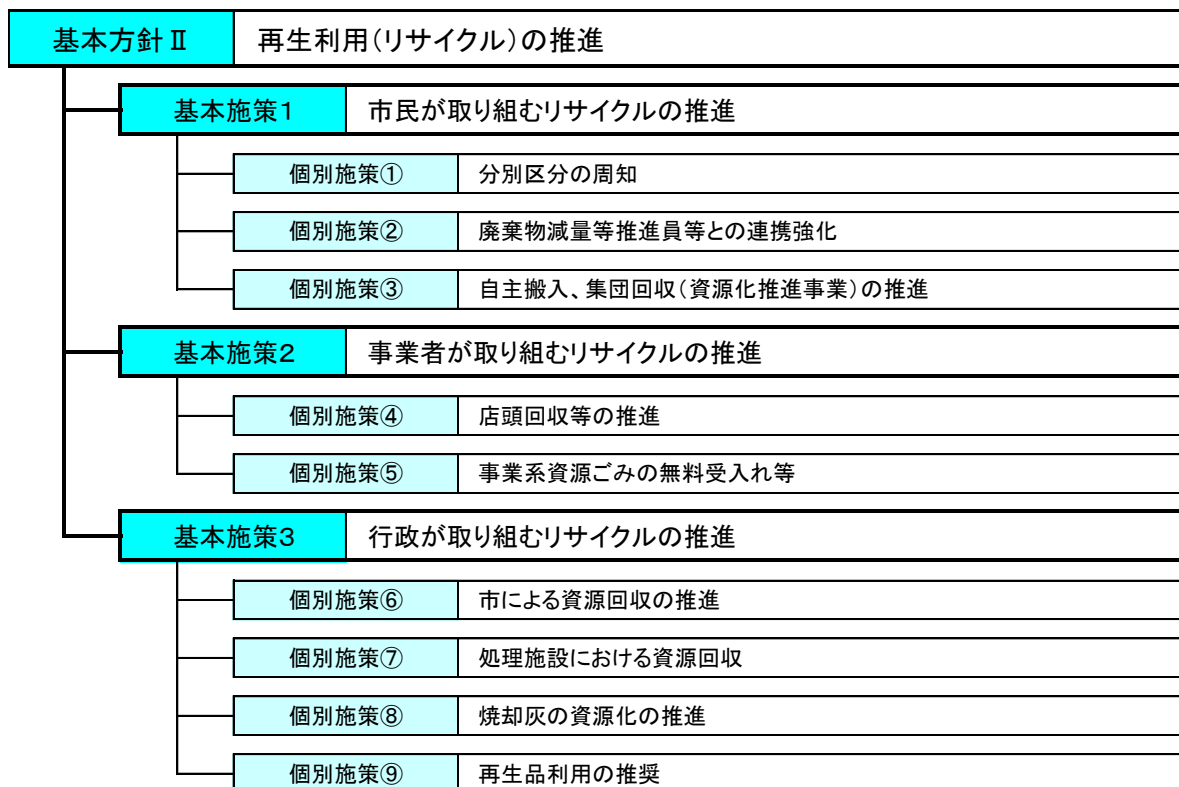
市民が再使用（リユース）を身近に感じることができる事業として、戸別収集や直接搬入された粗大ごみの中から、再使用可能な家具類等を提供します。

⑫ リユース製品の利用促進

使用済み製品をその形状のまま再使用するため、資源やエネルギーの使用が最小限に抑えられるリターナブルびん等リユース製品の積極的な利用を呼びかけ、また、イベント等で繰り返し使える食器等の使用を推進するなど、その普及促進に努めます。

第3節 再生利用（リサイクル）の推進

1 施策体系



2 施策内容

基本施策1 市民が取り組むリサイクルの推進

① 分別区分の周知

ごみの分別区分について、新しい分別区分の導入に伴い作成した「新しいごみの分け方・出し方（冊子）」を活用して市民への周知に取り組むとともに、パンフレットや市広報、ホームページ等において適正排出の啓発を行います。特に、新しく分別収集を始めたプラスチック製容器包装、紙製容器包装、紙パックの3品目については、積極的に分別についての周知を図ります。

② 廃棄物減量等推進員等との連携強化

各自治会でごみの分別指導等を行っている廃棄物減量等推進員への研修や情報交換を強化するとともに、推進員や各地区の代表者等と連携して説明会の開催やごみステーションでの分別指導を実施し、分別排出の徹底を図ります。

③ 自主搬入、集団回収（資源化推進事業）の推進

約70の自治会で毎月実施している自主搬入や、自治会、子ども会等の団体が行う資源ごみの集団回収について、ごみ問題に対する啓発という意味からも、より多くの市民に参加してもらうことが大切です。このため、引き続き実施団体に対する支援を行い、地域コミュニティに支えられた活動を推進します。

 基本施策2 事業者が取り組むリサイクルの推進

④ 店頭回収等の推進

資源物の回収は、行政による収集だけでなく、民間事業者が実施する店頭回収など様々な資源化ルートがあります。その回収資源の種類、量等の把握に努めるとともに、事業者のリサイクルへの取組を市民へ紹介するなど、店頭回収等の推進に努めます。

⑤ 事業系資源ごみの無料受入れ等

事業者の分別意識を促進するため、事業系ごみのうち、古紙及び従業員の飲食等に伴い発生した資源ごみの無料受入れを実施します。また、資源ごみの適正な分別について助言・指導を行い、事業系ごみのリサイクルを推進します。

 基本施策3 行政が取り組むリサイクルの推進

⑥ 市による資源回収の推進

分別収集による資源回収量の拡大や資源としての品質確保に向け、より一層の啓発活動を行うとともに、分別状況の動向を注視しながら、新たな資源回収品目や回収方法等について検討します。また、小型家電リサイクル法に規定される家電製品の拠点回収を実施することで、鉄やアルミニウム、貴金属、レアメタル[※]等の再生利用の促進を図ります。

※「レアメタル」とは、地球上にほとんどない金属や、経済的、技術的な理由から抽出することが困難な金属類のことで、僅かな量を加えることで製品の機能を飛躍的に増大できる特徴があり、家庭用品から産業機械まで多くの分野で活用されています。中国、インド等の新興国の需要が世界的に増大しており、携帯電話や小型家電などの使用済み製品からのリサイクルの取組が求められています。

⑦ 処理施設における資源回収

不燃ごみ等から金属類の前選別を行うとともに、破碎処理後の残さから鉄やアルミニウムといった資源を回収します。また、可燃ごみから生ごみ等の有機物を選別し、メタン発酵処理によるバイオガス回収を行い、焼却施設でのごみ発電と一体となった高効率発電に活用するなど、処理施設におけるリサイクルを推進します。

⑧ 焼却灰の資源化の推進

資源化不適物除去後の焼却灰を全量セメント原料化し、資源としての有効活用と最終処分量の削減を図ります。

⑨ 再生品利用の推奨

市で使用する製品について、率先して環境負荷の低減に資する製品を取り入れるとともに、市民・事業者への普及啓発を行います。

第4節 環境負荷の低減に配慮した適正処理の推進

1 施策体系



2 施策内容

基本施策1 効率的な収集運搬体制の構築

① 家庭系ごみの適切な収集運搬体制の確保

家庭系ごみの収集運搬については、作業効率、安全性、衛生面等を考慮し、収集状況の変化に対応した効率的な収集業務に取り組むなど、適切な収集運搬体制を確保します。また、3R施策の実施に伴う収集量の変動などに合わせ、収集頻度や分別区分については、適宜必要な見直しを行います。

表20 分別区分及び収集運搬方式

分類	分別区分		ごみの内容	収集頻度	収集方法		
可燃ごみ	燃やせるごみ		厨芥類、草木、プラスチックなど	週2回			
不燃ごみ	燃やせないごみ		金属類、電化製品、石油器具など	月1回			
危険ごみ	スプレー缶類		スプレー缶、カセットボンベ	月1回	ステーション方式		
	乾電池類		アルカリ乾電池、マンガン乾電池、ボタン電池など				
	水銀体温計		水銀体温計				
	蛍光管		蛍光管				
	ライター類		使い捨てライター、大型ライター				
	陶磁器・ガラス類		陶磁器、ガラス				
資源ごみ	缶(アルミ缶・スチール缶)		飲料や食品(ペットフード含む。)が入っていた缶(飲料缶、缶詰、粉ミルク缶など)	月1回		ステーション方式	
	ペットボトル		ペットボトル				
	びん類	無色びん	食品、化粧品及び医薬品の無色びん				
		茶色びん	食品、化粧品及び医薬品の茶色びん				
		その他色びん	食品、化粧品及び医薬品のその他色びん				
	古紙類	新聞	新聞、折込広告				
		雑誌がみ	雑誌、厚紙、コピー用紙、シュレッダーごみ、はがきなど				
		ダンボール	ダンボール				
	紙製容器包装		紙袋、包装紙、紙箱、アルミの貼った紙パックなど				週1回
	紙パック		飲料用紙パック				
プラスチック製容器包装		プラスチック製の容器や包装(ボトル類、ポリ袋、トレイなど)	週1回				
申込制 収集ごみ	一時多量ごみ		家具等粗大ごみ、その他上記品目	申込制 (随時)			戸別収集
	特定家庭用機器		テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫				
	犬や猫などのペットの死体		犬や猫などのペットの死体				

② 処理困難物の適正処理の推進

タイヤ等の国で指定する処理困難物、農薬や石油類などの有害性や危険性のあるもの、本市の処理施設で適正処理が困難なものについては、販売店や専門業者へ依頼するなど適正処理について周知を図ります。

特に、農薬類等の有害物については、バイオガス化施設での処理に重大な支障を生ずるおそれがあるため、市民・事業者に対し適正処理を周知徹底します。

③ ごみステーションの適正管理の推進

・ ごみステーション整備への補助

ごみステーションについては、自治会等により清潔・安全かつ適正な維持管理が行われるよう支援します。

・ ごみ排出マナーの徹底

ごみ排出マナーについては、現行どおり警告シールを貼付し、注意を促すとともに、市広報、ホームページ、冊子、啓発看板等により排出ルール of 徹底を図ります。

また、資源ごみに関する分別指導等を担っている廃棄物減量等推進員と連携し、啓発・指導体制の充実に努めます。

④ 在宅医療廃棄物の適正処理の推進

在宅医療廃棄物は、収集作業中の感染防止等適正な収集運搬を実施するため、国の定める「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に従い、医療機関と連携を図り、適正処理を推進します。

⑤ 事業系ごみ適正処理の推進

事業系ごみについては、ごみ質や事業者ごとの搬入量の調査・分析を鋭意進めるとともに、市の搬入区分に応じ、分別の徹底を図るよう排出事業者及び収集運搬許可業者に対し指導します。また、随時、搬入物検査を実施し、違反事業者に対して指導や処分を行うことで、搬入基準の遵守を徹底します。

⑥ 一般廃棄物収集運搬業の許可制度

事業系ごみの収集運搬については、許可制度による適正な収集運搬体制を確保するため、事業系ごみの減量化施策による排出量の動向や許可業者の収集運搬状況等を勘案し、許可の方針や許可の対象について検討を行います。

⑦ 環境負荷の少ない収集運搬の推進

環境負荷の低減を図るため、収集車両への低公害車の導入やエコドライブの実践に努めます。

⑧ 高齢者等ふれあい戸別収集の実施

高齢化の進展や核家族化の進行に伴い、ごみを集積場所まで出すことが困難な高齢者や障害者が増えてきています。

そのため、指定された集積場所に自らごみを出すことが困難で、身近な人などの協力も得られない世帯を対象としたごみ出し支援として、「高齢者等ふれあい戸別収集」を実施します。玄関先等の所定の場所までごみの戸別収集を行うとともに、ごみ出しがない場合などには安否確認を行います。

基本施策2 環境負荷の低減に配慮した中間処理の推進

⑨ 処理過程における資源化・減容化・エネルギー回収の推進

・ 可燃ごみ処理施設【バイオガス化施設】

処理施設に搬入される可燃ごみから、生ごみや紙類などの有機物（バイオマス）を機械選別し、バイオガス化施設において発酵させることでメタンガスを発生させ、発電設備で有効活用することにより、ごみ処理過程における資源化を推進します。

また、隣接するし尿処理施設及び下水道処理施設である浄化センターで発生する汚泥をバイオガス化施設で併せて処理することにより、バイオガス発生量の向上を目指します。

・ 可燃ごみ処理施設【焼却施設】

焼却施設におけるエネルギー回収として、バイオガス化施設で発生するバイオガスを有効利用した、高効率発電（発電効率：23.5%）を行い、エネルギー回収を推進します。

さらに、燃焼効率の向上等により減容化を進め、焼却灰の発生量の削減に努めます。

また、発生した焼却灰については、資源化不適物以外の全量をセメント原料化します。

・ リサイクル施設

リサイクル施設においては、不燃ごみ等の中から小型家電リサイクル法に基づく家電製品の選別・回収や、金属類の前選別を行うとともに、破碎処理後の残さから鉄やアルミニウムといった資源を回収し、より高い資源化を推進します。

表 21 中間処理施設におけるリサイクル量の見通し

(単位:t/年)

項 目	実績値		計画値	
	H23年度	H27年度	H33年度 〔最終目標値〕 見直し前	H33年度 〔最終目標値〕 見直し後
可燃ごみ処理施設リサイクル量(A)	1,374	5,642	8,154	7,319
選別装置金属類 ※1	－	0	89	－
バイオガス化廃棄物 ※2	－	2,172	5,647	4,411
焼却灰セメント原料化 ※3	1,374	3,470	2,418	2,908
リサイクル施設リサイクル量(B)	607	632	562	584
小型家電リサイクル ※4	－	234	－	214
前選別金属類 ※5	453	293	370	272
破碎処理金属類 ※6	154	105	192	98
破碎鉄	154	97	176	91
破碎アルミ	－	8	16	7
中間処理リサイクル量(A+B)	1,981	6,274	8,716	7,903
ごみ総排出量	49,106	40,623	40,939	37,276
中間処理リサイクル率 ※7	4.0%	15.4%	21.3%	21.2%

※1 「選別装置金属類」とは、処理施設に搬入される可燃ごみから、生ごみや紙類などの有機物(バイオマス)を機械選別するときに発生する金属類です。

※2 「バイオガス化廃棄物」とは、バイオガス化施設に投入する可燃ごみのうち、メタン発酵によりバイオガス化する生ごみ等の廃棄物です。

※3 「焼却灰セメント原料化」とは、焼却により発生した焼却灰のうち、セメント原料としてリサイクルするものです。

※4 「小型家電リサイクル」とは、小型家電リサイクル法に基づきリサイクルする家電製品です。

※5 「前選別金属類」とは、搬入される不燃ごみ等から、手選別により回収する金属類です。

※6 「破碎処理金属類」とは、搬入される不燃ごみ等を破碎処理後、選別機により選別する鉄及びアルミニウムです。

※7 「中間処理リサイクル率」＝中間処理リサイクル量÷ごみ総排出量×100

⑩ 安定的かつ効率的な中間処理施設の運営

可燃ごみ処理施設及びリサイクル施設は、PFI手法※により、設計・建設と稼働後20年間の運営を一体の事業として行っており、ごみ処理事業に精通した民間事業者の技術力や経営能力などを活用し、密接な連携と適切な役割分担の下、安定的かつ効率的な中間処理施設の運営に努めます。

※ PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。その手法の中で、新ごみ処理施設は、市が資金調達して、設計・施行・運営を一括して民間に委託するDBO方式(Design Build Operate)で実施しています。

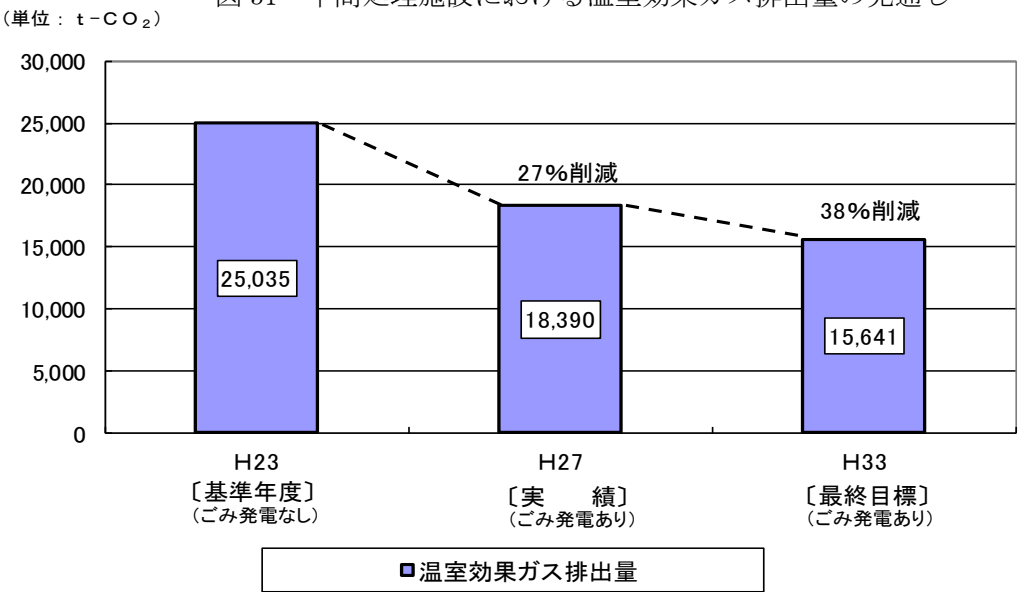
⑪ 温室効果ガス排出量の削減

ごみ減量化によるごみ焼却量の削減を進めるとともに、ごみ発電により施設内電力を賄うことで、温室効果ガス*排出量について、平成23年度と比較して約4割の削減を目指します。

なお、ごみ発電の余剰電力については、電力会社等へ売却しており、その効果は、国策定の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に基づき、図31の将来目標値には算入していませんが、購入した電力会社等は発電量を減らすことができ、社会全体としては温室効果ガス排出量の削減につながります。

※ 温室効果ガスとは、太陽エネルギーから地上が受けた熱を大気中にとどめる効果のある気体で、地球温暖化の原因とされており、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC)、パーフルオロカーボン類(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)が規制対象として指定されています。ごみ処理施設では、重油等の燃料の使用、電力会社から供給された電気の使用、可燃ごみに含まれる合成繊維や廃プラスチック類の焼却による二酸化炭素(CO₂)の排出が大部分を占めます。

図31 中間処理施設における温室効果ガス排出量の見通し



基本施策3 適正な最終処分の推進

⑫ 最終処分量の削減

焼却残さ(焼却灰)については、セメント原料化できない不適物のみ埋め立てるなど、ごみの減量化や中間処理による徹底した再資源化・減容化を進め、最終処分量を削減することにより、最終処分場の延命化を図ります。

表22 最終処分量の見通し

(単位:t)

項目	実績値		計画値	
	H23年度	H27年度	H33年度 〔最終目標値〕 見直し前	H33年度 〔最終目標値〕 見直し後
焼却残さ量	6,944	489	187	455
破碎残さ量	703	246	563	225
直接埋立量	329	237	276	218
最終処分量合計	7,976	972	1,026	898

基本施策4 その他の適正処理対策の推進

⑬ 環境美化活動の推進

「ごみのないきれいなまちづくり」の実現に向け、「環境衛生週間（9月24日～10月1日）」など様々な機会を捉えて啓発活動等を行うとともに、市内各地域で行われるボランティア清掃活動などの市民・事業者による環境美化活動を積極的に支援します。

⑭ 不法投棄防止対策の強化

不法投棄を防止するため、市民、事業者等に対して、パンフレットや防止看板の無料配布等啓発に努めるとともに、不法投棄パトロールを継続して実施します。また、警察、環境保健所等関係機関との連携や不法投棄監視カメラの設置等により、監視体制の強化に努め、不法投棄されにくい環境づくりを推進します。

不法投棄のおそれのある土地の所有者等に対しては、進入防止柵や防止看板の設置等の対策を呼びかけるなど、土地の適正管理を推進します。

なお、不法投棄された廃棄物については、土地所有者等に対して適正処理の指導を行うとともに、必要な措置及び支援を行います。

基本施策5 災害廃棄物の適正処理の推進

⑮ 災害廃棄物の適正処理

南海トラフ巨大地震等の大規模災害発生時における災害廃棄物について、円滑かつ迅速な処理と再生利用を可能とするため、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目ない災害対策が行えるよう、国が定めた「災害廃棄物対策指針」等を踏まえるとともに、「山口県地域防災計画」において整備された「県災害廃棄物処理計画」との整合を図り、防府市災害廃棄物処理計画を策定します。

なお、計画の策定に当たっては、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、選別、再生利用等により廃棄物の減量を図り、適正な処理を推進するものとします。

⑯ 災害廃棄物の広域的な処理体制の整備

他の自治体で自然災害が発生し、ごみ処理に関する要請があった場合は、本市のごみ処理能力の範囲内で災害廃棄物の受入れ及び適正処理を実施し、同様に本市で発生した災害廃棄物の適正処理が困難な場合は、他の自治体にごみ処理の要請を行うことができるよう、平時からごみ処理を含め、災害時の相互協力について、周辺自治体や関係機関との連携・協力体制の整備に努めます。

第5章 計画の推進

循環型社会の構築に向け、本計画の目的や目標などを市民・事業者・市の三者が共有し、市民・事業者の理解と協力の下での全市的な協働の取組として計画を推進します。また、計画の進捗状況を把握し、適切な進行管理を行うことにより、計画の着実な推進を図ります。

1 情報共有の推進

本計画の目標や施策、その進捗状況等について、市広報やパンフレット、ホームページ等を通じて随時、情報提供を行うなど、市と市民・事業者の情報の共有化を図ります。

2 適切な進行管理

毎年、数値目標の達成状況や具体的施策の進捗状況について、学識経験者や市民、事業者等の代表から構成する「防府市廃棄物減量等推進審議会」を中心とした管理体制により、点検・評価し、ホームページで公表します。その評価等に基づき、必要に応じて個別施策の進め方や具体的内容について改善を行います。

3 財政上の措置

本計画の基本目標の達成に向け、各取組を継続的に進めるため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

また、国・県等の支援制度を積極的に活用します。

卷 末 資 料

I ごみ量推計の考え方

家庭系ごみのごみ量推計については、平成 23 年度実績から、家庭系ごみの 1 人 1 日当たり排出量を算出し、それらを推計人口の推移に合わせて増減して推計しました。また、事業系ごみのごみ量推計については、事業所数等に変動がないものとし、平成 23 年度実績を基に推計しました。

当初の計画ごみ量は、上記推計に減量化や資源化の施策の実施を考慮して算出しています。中間目標年度である平成 27 年度実績を基に、新施設の稼働状況や新分別収集の実施状況等を考慮し、最終目標の見直しを行いました。

なお、将来の推計人口については、第四次防府市総合計画の推計人口を基に計画値としていましたが、平成 27 年 10 月策定の最新計画である防府市人口ビジョンの推計人口を活用するように見直しています。

図 32 計画ごみ排出量の推計方法

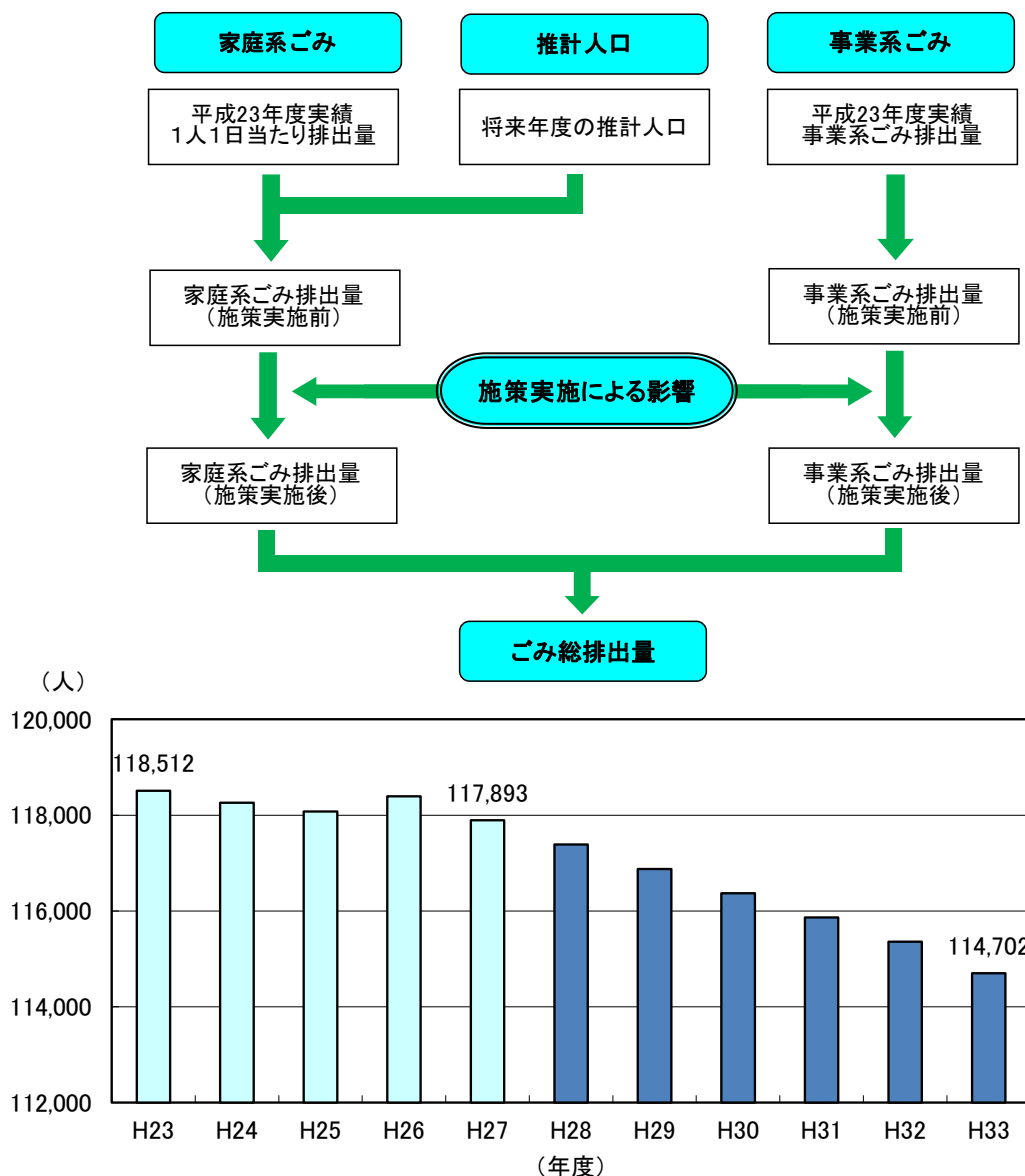


図 33 将来推計人口

Ⅱ 実績と将来推計

ごみ量推計の考え方に基づく将来推計は、表 23 のとおりです。

表 23 実績と将来推計

項 目	単位	実績	実績	目標達成時 見直し前 ※1	目標達成時 見直し後 ※2
		H23年度	H27年度	H33年度	H33年度
人 口	人	118,512	117,893	112,722	114,702
ごみ総排出量(A)	t	49,106	40,623	40,939	37,276
家庭系ごみ排出量	t	30,541	27,537	26,374	25,711
事業系ごみ排出量	t	18,565	13,086	14,565	11,565
リサイクル量(B)	t	4,566	9,458	12,626	11,843
中間処理によるリサイクル量	t	1,981	6,274	8,716	7,903
分別収集によるリサイクル量	t	1,511	2,429	2,889	3,061
集団回収によるリサイクル量	t	1,074	755	1,021	879
リサイクル率(B/A×100)	%	9.3	23.3	30.8	31.8
1人1日当たりごみ排出量	g	1,135	941	995	890
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。)	g	646	564	546	520
最終処分量	t	7,976	972	1,026	898

※1 「目標達成時見直し前」: 新分別収集などの施策実施により、数値目標を達成した場合の推計値(当初計画値)

※2 「目標達成時見直し後」: 新分別収集などの施策実施により、数値目標を達成した場合の推計値(新施設の稼働状況等を考慮し、中間目標年度の平成27年度実績を基に推計したもの)

Ⅲ ごみ排出量予測

1 施策実施による目標達成時の推計値（見直し後）

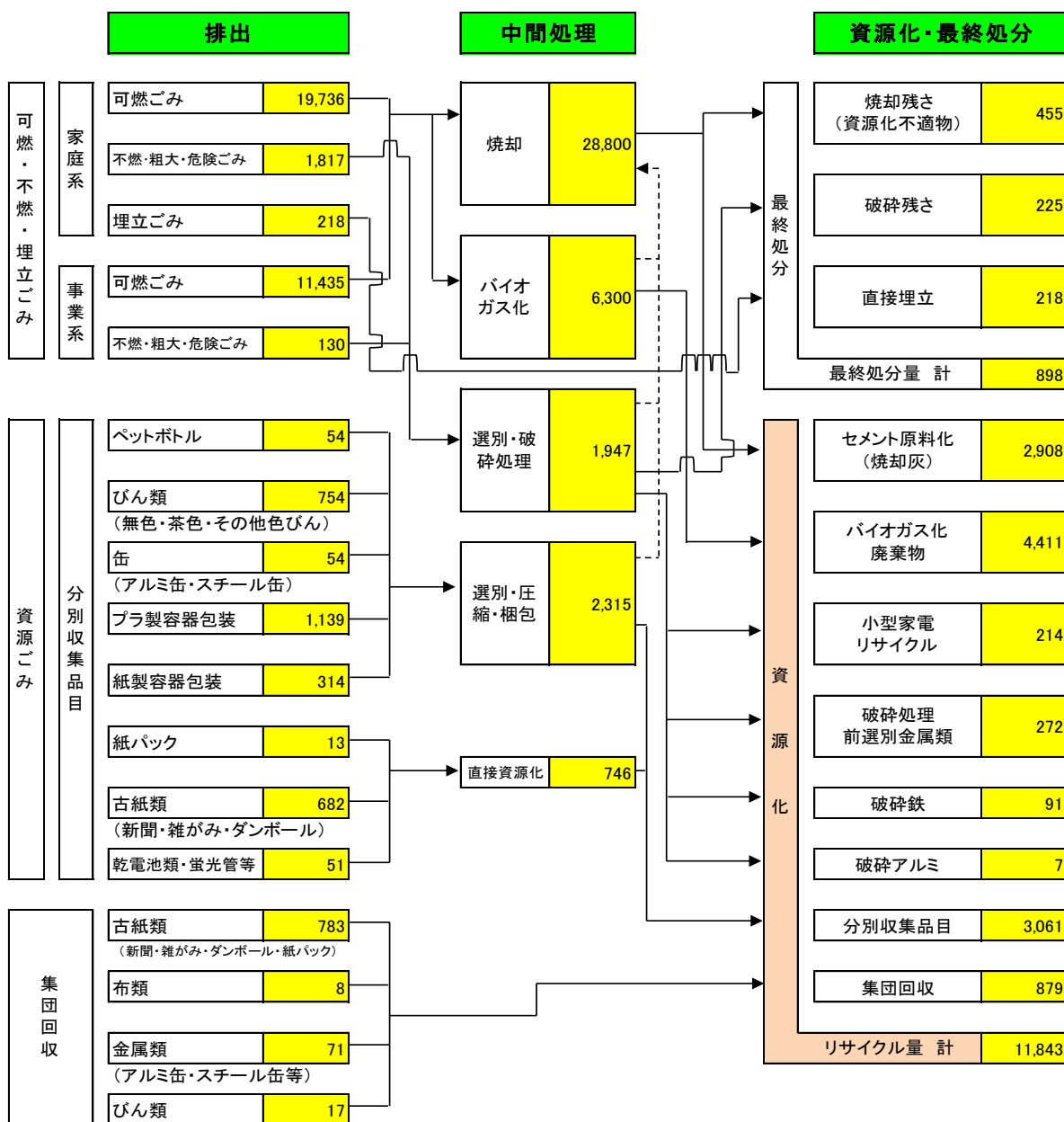
表 24 施策実施による目標達成時の推計値（見直し後）

		単位	H17	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
処理区域内人口		人	119,964	118,512	118,258	118,075	118,391	117,893	117,386	116,879	116,372	115,865	115,358	114,702
家庭系ごみ	1.可燃ごみ	t/年	27,711	25,545	25,768	26,180	21,782	22,142	21,534	21,177	20,822	20,464	20,114	19,736
		g/人・日	632.9	590.5	597.0	607.5	504.1	513.2	502.6	496.4	490.2	483.9	477.7	471.4
	2.不燃・粗大・危険ごみ	t/年	2,858	2,082	1,920	2,108	1,723	1,974	1,941	1,915	1,894	1,869	1,844	1,817
		g/人・日	65.3	48.1	44.5	48.9	39.9	45.7	45.3	44.9	44.6	44.2	43.8	43.4
	3.埋立ごみ	t/年	1,067	329	305	364	426	237	236	230	229	224	223	218
		g/人・日	24.4	7.6	7.1	8.4	9.9	5.5	5.5	5.4	5.4	5.3	5.3	5.2
	4.資源ごみ	t/年	2,419	1,511	1,446	1,453	2,489	2,429	2,683	2,756	2,828	2,906	2,978	3,061
		g/人・日	55.2	34.9	33.5	33.7	57.6	56.3	62.4	64.4	66.4	68.5	70.5	72.9
	古紙類 (新聞・雑がみ・ダンボール)	t/年	1,449	781	692	729	675	634	698	695	692	690	687	682
		g/人・日	33.1	18.1	16.0	16.9	15.6	14.7	16.2	16.2	16.2	16.3	16.3	16.2
	紙パック	t/年					9	8	9	9	8	13	13	13
		g/人・日					0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3
	紙製容器包装	t/年					151	113	141	175	208	241	274	314
		g/人・日					3.5	2.6	3.3	4.1	4.9	5.7	6.5	7.5
	ペットボトル	t/年	128	56	50	54	43	44	56	55	55	55	55	54
		g/人・日	2.9	1.3	1.2	1.3	1.0	1.0	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3
	プラスチック製容器包装	t/年					787	742	900	947	994	1,040	1,086	1,139
		g/人・日					18.2	17.2	21	22.2	23.4	24.6	25.8	27.2
	スチール缶	t/年	49	25	20	15	28	25	26	26	25	25	25	25
		g/人・日	1.1	0.6	0.5	0.3	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6
	アルミ缶	t/年	36	31	29	22	28	24	30	30	30	30	29	29
		g/人・日	0.8	0.7	0.7	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	びん類 (無色・茶色・その他色びん)	t/年	745	603	641	624	731	776	771	768	765	761	758	754
		g/人・日	17.0	13.9	14.9	14.5	16.9	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0
	乾電池類・蛍光灯等	t/年	12	15	14	9	37	63	52	51	51	51	51	51
		g/人・日	0.3	0.3	0.3	0.2	0.9	1.5	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
	5.集団回収	t/年	1,772	1,074	962	906	842	755	900	897	891	888	884	879
		g/人・日	40.5	24.8	22.3	21.0	19.5	17.5	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0	21.0
		t/年	1,613	965	863	812	745	664	801	798	794	791	787	783
		g/人・日	36.8	22.3	20.0	18.8	17.2	15.4	18.7	18.7	18.7	18.7	18.7	18.7
	布類	t/年	9	8	6	7	7	6	9	9	8	8	8	8
		g/人・日	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
	金属類 (アルミ缶・スチール缶等)	t/年	109	78	72	68	73	69	73	73	72	72	72	71
		g/人・日	2.5	1.8	1.7	1.6	1.7	1.6	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
	びん類	t/年	41	23	21	19	17	16	17	17	17	17	17	17
		g/人・日	0.9	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
	6.家庭系合計(1+2+3+4+5)	t/年	35,827	30,541	30,401	31,011	27,262	27,537	27,294	26,975	26,664	26,351	26,043	25,711
		g/人・日	818.2	706.0	704.3	719.6	630.9	638.2	637.0	632.3	627.7	623.1	618.5	614.1
事業系ごみ	7.可燃ごみ	t/年	15,896	17,666	17,778	19,584	13,152	12,956	12,703	12,449	12,196	11,942	11,689	11,435
	8.不燃・粗大・危険ごみ	t/年	1,172	899	664	742	144	130	130	130	130	130	130	130
	9.事業系合計(7+8)	t/年	17,068	18,565	18,442	20,326	13,296	13,086	12,833	12,579	12,326	12,072	11,819	11,565
排出量	10.家庭系排出量(6)	t/年	35,827	30,541	30,401	31,011	27,262	27,537	27,294	26,975	26,664	26,351	26,043	25,711
		g/人・日	818.2	706.0	704.3	719.6	630.9	638.2	637.0	632.3	627.7	623.1	618.5	614.1
	11.家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。) (10-4-5)	t/年	31,636	27,956	27,993	28,652	23,931	24,353	23,711	23,322	22,945	22,557	22,181	21,771
		g/人・日	722.5	646.3	648.5	664.8	553.8	564.4	553.4	546.7	540.2	533.4	526.8	520.0
	12.事業系ごみ排出量(9)	t/年	17,068	18,565	18,442	20,326	13,296	13,086	12,833	12,579	12,326	12,072	11,819	11,565
	13.ごみ総排出量(10+12)	t/年	52,895	49,106	48,843	51,337	40,558	40,623	40,127	39,554	38,990	38,423	37,862	37,276
		g/人・日	1,208.0	1,135.2	1,131.6	1,191.2	938.6	941.5	936.5	927.2	917.9	908.5	899.2	890.4

2 目標達成時のごみ処理フロー（平成 33 年度）（見直し後）

図 34 目標達成時のごみ処理フロー（平成 33 年度）

（単位：t）



家庭系ごみ排出量(A)	25,711
事業系ごみ排出量(B)	11,565
ごみ総排出量(A+B)	37,276
1人1日当たり排出量 (g/人・日)	890

ごみ総排出量÷人口÷365日×10⁶

処理区域内 人口(人)	114,702
----------------	---------

家庭系1人1日当たり 排出量(資源回収量 を除く。)(g/人・日)	520
---	-----

(家庭系ごみ排出量-資源ごみ量-集団回収量)÷人口÷365日×10⁶

リサイクル率 (%)	31.8
---------------	------

リサイクル量÷ごみ総排出量×100

IV 上位計画の目標値との比較

上位計画の目標値と防府市ごみ処理基本計画の目標値を比較すると次の表のとおりとなります。

表 25 第三次循環型社会形成推進基本計画の目標値との比較

項目	循環型社会形成推進基本計画 目標値(平成32年度)	防府市ごみ処理基本計画 目標値(平成33年度)
1人1日当たりごみ排出量	平成12年度比で約25%削減 (1,234g → 926g)	平成12年度比で27.9%削減 (1,234g → 890g)
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。)	平成12年度比で約25%削減 (742g → 557g)	平成12年度比で29.9%削減 (742g → 520g)
事業系ごみ排出量	平成12年度比で約35%削減 (16,088t → 10,457t)	平成12年度比で28.1%削減 (16,088t → 11,565t) (平成23年度比で37.7%削減 (18,565t → 11,565t))

表 26 廃棄物処理法に基づく基本方針の目標値との比較

項目	廃棄物処理法に基づく基本方針 目標値(平成32年度)	防府市ごみ処理基本計画 目標値(平成33年度)
ごみ総排出量	平成24年度比で約12%削減 (48,843t → 42,982t)	平成24年度比で23.7%削減 (48,843t → 37,276t)
リサイクル率	約27%	30%以上
最終処分量	平成24年度比で約14%削減 (8,160t → 7,018t)	平成24年度比で89.0%削減 (8,160t → 898t)

表 27 山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）の目標値との比較

項目	山口県循環型社会形成推進 基本計画目標値(平成32年度)	防府市ごみ処理基本計画 目標値(平成33年度)
ごみ総排出量	平成25年度 554千t → 510千t (平成25年度比で7.9%削減)	平成25年度 51,337t → 37,276t (平成25年度比で27.4%削減)
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 (資源回収量を除く。)	平成25年度 556g → 520g (平成25年度比で6.5%削減)	平成25年度 665g → 520g (平成25年度比で21.8%削減)
リサイクル率	35.0%	30%以上
最終処分量	平成25年度 46千t → 27千t (平成25年度比で41.3%削減)	平成25年度 7,557t → 898t (平成25年度比で88.1%削減)

表 28 第四次防府市総合計画の目標値との比較

項目	防府市総合計画 目標値(平成32年度)	防府市ごみ処理基本計画 目標値(平成33年度)
1人あたりごみ(可燃ごみ、不燃ごみ)排出量(年間)※	300kg以下	289kg
リサイクル率	30.8%	30%以上

※ 算出式＝(可燃ごみ(事業系ごみ含む。)+不燃・粗大・危険ごみ(事業系ごみ含む。))÷人口

表 29 防府市環境基本計画の目標値との比較

項目	防府市環境基本計画 目標値(平成33年度)	防府市ごみ処理基本計画 目標値(平成33年度)
リサイクル率	30%以上 (中間見直し案)	30%以上
最終処分量	898t (中間見直し案)	898t

V その他

防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（抜粋）

平成 8 年 12 月 24 日

（廃棄物減量等推進審議会）

第 4 条 一般廃棄物の減量及び処理に関する事項を審議するため、防府市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本的事項について、市長の諮問に応じ調査、審議する。
- 3 審議会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - 一 学識経験を有する者 2 人以内
 - 二 公共的団体を代表する者 6 人以内
 - 三 市内に事業所を有する事業者（法人にあっては、当該法人を代表する者） 5 人以内
 - 四 関係行政機関の職員 3 人以内
 - 五 公募の手続により決定した者 4 人以内
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

防府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（抜粋）

平成 8 年 12 月 27 日

（廃棄物減量等推進審議会の組織）

第 2 条 条例第 4 条第 1 項に規定する防府市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各 1 人を置き、審議会の委員（以下単に「委員」という。）の互選によって定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第 3 条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が招集するものとする。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

（審議会の庶務）

第 4 条 審議会の庶務は、生活環境部クリーンセンターにおいて処理する。

防府市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

種別	選出先	氏名	役職名
市民代表者	自治会連合会	広石 聖	防府市自治会連合会 会長
	快適環境づくり推進協議会	土井 章	防府市快適環境づくり推進協議会 副会長
	女性団体連絡協議会	大村 弘子	防府市女性団体連絡協議会 副会長
	消費生活研究会	齋藤 富美枝	防府市消費生活研究会 副会長
	子ども会育成連絡協議会	松永 小夜子	防府市子ども会育成連絡協議会 事務局長
	老人クラブ連合会	末富 喜美子	防府市老人クラブ連合会 副会長
	一般公募	大嶋 宏	公募委員
	一般公募	中司 美佐子	公募委員
	一般公募	弘中 和夫	公募委員
	一般公募	宗像 豊尅	公募委員
事業者	大型店代表	田中 靖士	株式会社 丸久 総務部次長
	小売店代表	梅田 和夫	うめだ時計店 店主
	資源回収業者	礪野 晶則	防府リサイクル協同組合 理事
	防府商工会議所	原田 明	防府商工会議所 総務部長
	防府青年会議所	脇 幸典	防府青年会議所 理事長
学識経験者	山口大学国際総合科学部	阿部 新	山口大学国際総合科学部 准教授
	山口県立大学共通教育機構	今村 主税	山口県立大学共通教育機構 准教授
行政	山口県山口健康福祉センター	白銀 正利	山口県山口健康福祉センター保険環境部 副部長
	山口県農業大学校	田中 裕子	山口県立農業大学校 副校長
	防府市教育委員会	時乗 順一郎	防府市教育委員会教育部学校教育課長

防府市ごみ処理基本計画 見直しの経過

年月日		策定経過	内容
平成 27 年度	11月26日（木）	平成27年度第1回 防府市廃棄物減量等推進審議会の開催	○ごみ処理基本計画の実施状況について ○市民アンケートについて
	1月6日（水） ～1月22日（金）	市民アンケートの実施	○ごみに関する市民アンケート
	3月18日（金）	平成27年度第2回 防府市廃棄物減量等推進審議会の開催	○ごみに関する市民アンケートの結果について ○防府市ごみ処理基本計画の見直し方針について
平成 28 年度	6月22日（水）	平成28年度第1回 防府市廃棄物減量等推進審議会の開催	○諮問「防府市ごみ処理基本計画の見直しについて」 ○諮問事項の審議 防府市ごみ処理基本計画（見直し案）について
	8月24日（水） ～9月23日（金）	防府市ごみ処理基本計画（中間年度・見直し）案のパブリックコメントの実施	○パブリックコメントの実施（意見の提出 なし）
	10月26日（水）	平成28年度第2回 防府市廃棄物減量等推進審議会の開催	○諮問事項の審議 防府市ごみ処理基本計画（見直し案）について
	11月8日（火）	防府市廃棄物減量等推進審議会长から 防府市長への答申	
	12月27日（火）	市議会定例会での議決	

